

GYOSEISYOSHI HOKKAIDO 行政書士北海道

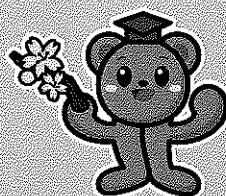


ゆうばり国際ファンタスティック映画祭 武田真治さん&熊谷知之さん

2006年3月 No.276

ホームページアドレス = <http://www.do-gyosei.or.jp>
メールアドレス = gyosei@mrj.biglobe.ne.jp

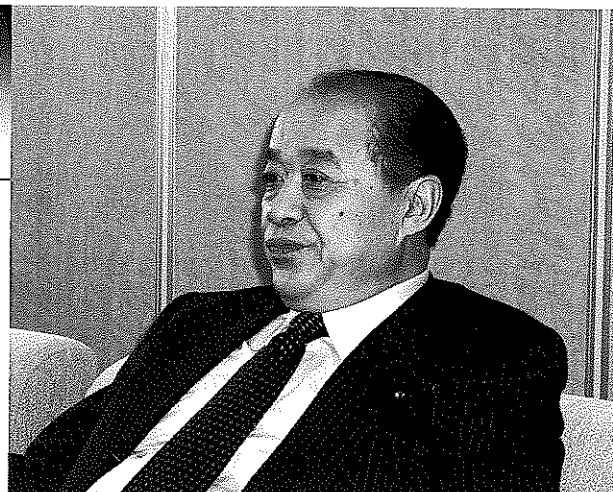
PICK UP



今月のピックアップ
リレーインタビュー
業務資料

今月のピックアップ

Pick up This month



毎年恒例となっている、北海道が世界に誇る冬の大会『ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』が、今年も2月23日から27日までの5日間の日程で開催されました。

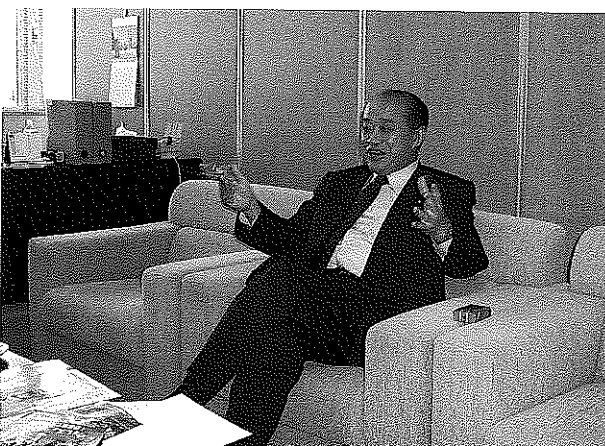
今年で17回目となる『ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』ですが、一地方都市でのイベントであるにもかかわらず、道外の映画ファンや海外の映画人から、非常に注目度が高いイベントです。

以前、当会主催の市民セミナーにもパネラーとしてご参加くださった、ゆうばり国際ファンタスティック映画祭ゼネラルプロデューサー田村泰章氏にお話をお聞きしてきました。

(インタビューは、映画祭開催前に取材したものです)

タスティック映画祭』は、ご来場くださるお客様・映画人・市民が一体となり、ひとつの家族のようになっています。例えば、訪れるお客様に対して、出迎える市民たちは皆「おかえりなさい」と言ってお迎えします。

5日間、雪に閉じこめられた街で、映画三昧で過ごすという映画祭は、全国に例がありません。東京などのように街の一角で行われる映画祭ではなく、全市を挙げての映画祭ですからね。過去16年間に行われてきた映画祭の中のさまざまなプログラムを通して、『家族』のような「また帰って来たくなる存在になれた」というところから生まれたのが、今回のテーマです。



編集委員：この映画祭を始められたきっかけを教えてください。

田村氏：炭鉱が閉山し「なんとか市民がひとつになってやれるイベントはないか」と探していたところ、当時の中田鉄治市長が大の映画ファンだったということもあり、竹下内閣の『ふるさと創生資金（地域活性化）を目的に、全国の市町村約3,300の自治体に1億円を一律分配した地方交付税』を元手としてやり始めたというのが、この映画祭のはじまりです。

編集委員：毎回テーマを掲げられているようですが、今年のテーマとなっている『家族』について、ご説明ください。

田村氏：今年で17年目を迎えた『ゆうばり国際ファン

INDEX

今月のピックアップ	2 ~ 4	国際法務研究会 06 年第2回研修会のご案内	31
平成 18 年度 賀詞交歓会開催	5 ~ 7	Coffee Break	31
平成 18 年度 新春フォーラム	7	代理申請機能追加のお知らせ	32
リレーインタビュー～行政書士の輪・4～	8 ~ 10	企画開発部からの活動報告	32
ショートコラム・1	10	会議開催状況（12 ~ 2 月）	33 ~ 34
消費者取引概論	11 ~ 15	新入会員	35 ~ 36
廃棄物処理法一収集運搬業許可申請について	16 ~ 27	平成 17 年度 行政書士試験結果・北海道分	36
判例研究室	28 ~ 29	或経営者日・4	36
ショートコラム・2	29	ご逝去／編集後記	37
2006 札幌フォーラムのご案内	30	政連道支部だより	38 ~ 39
自動車税の月額計算が変わります	30		

編集委員：市民参加型のプログラムもあるようですが？

田村氏：『ファンタスティック・オフシアター・コンペティション部門』という部門がありまして、審査員に国内・海外から著名な映画人の方々をお招きし、公募作品をご審査いただいています。例年多数の応募をいただいておりますが、今年の特徴は、女性監督が多かったことですね。応募総数も275本に上りました。

その他、市民企画で『シネマ・スタディ』というものもありまして、こちらは夕張市在住の中・高生が、6～30分程度の作品づくりにチャレンジするといったものです。期間中、5作品上映予定です。

編集委員：昨年の『第16回ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』では、光ブロードバンドを用いた上映を試みていらっしゃいますが、今回はまた何か目玉となるプログラムをお考えですか？

田村氏：今回は〈特別上映企画〉として『富司純子劇場』というプログラムがおすすめです。女優の富司純子さんご本人をゲストとしてお招きし、富司さんの出演作品を上映し、ご本人と一緒に鑑賞できるというプログラムです。

それから、近年韓国のソウル周辺にある富川（ブチョン）という場所で『ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』を参考にした形式の映画祭を開催し、大成功しているらしく、毎年交流もあるため、今回の映画祭開催期間中に、正式に姉妹関係を結ぶ予定もあります。

編集委員：たいへんお伺いしにくいことなのですが、こんなに世界的に有名な『ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』なのですが、道民の参加率が低いのはなぜなのでしょう？

田村氏：実はそこが主催者側も頭を抱えている難しい問題なのですが、宿泊していただく施設や夜遅くまで食事ができるような施設が少ないという点が、かなりのネックになっていると思います。

上映時間の遅い映画の終了時間に合わせて、札幌行きバスを用意し、札幌から全道各地にお帰りになれ

るように足の便は確保しておりますので、道内の方にも是非いらしていただきたいですね。

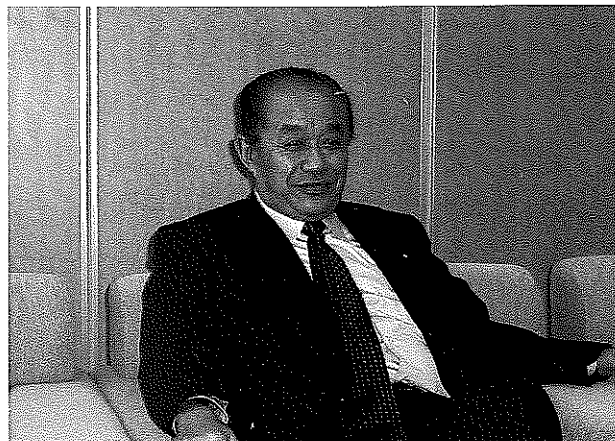
宿泊施設として体育館を開放したり、清水沢駅に寝台列車を運んでもらい、臨時の宿泊施設としたこともありますが、せっかくお泊まりいただいても、夜間に食事をしていただく施設がないのです。札幌の映画ファンの方が、夕張メロン栽培用のビニールハウスの一部を借りて、焼き鳥などの簡単な食事を提供する仮設屋台を出してくださったことも過去にありますが…難しいところですね。

ほかの時期に開催すれば、一般のスキー客の方とも重ならず、比較的宿泊等に関する影響は少ないのかもしれませんが、この映画祭にとって『雪』は、やはり大切な要素のひとつなので、そこは譲れないところなのです。

編集委員：文化庁の国内映画祭支援を受けていらっしゃるようですが？

田村氏：この映画祭をはじめた当初とは異なり、最近全国各地で映画祭が開催されるようになってきたため、補助額が年々下げられています。民間企業からの協賛も厳しくなっている状況ですので、夕張市民のボランティアと映画各社の協力なくしては成功しないイベントだと痛感しております。一般の方からの募金も随時受付しておりますので、ご協力いただけると大変たすかります（裏表紙に募集広告有）。

文化庁ホームページ：<http://www.bunka.go.jp/>



【レポート】

『第17回ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』
に行ってきました!

例年通り、5日間の日程で行われた『第17回ゆうばり国際ファンタスティック映画祭』。

数々の未公開作品の上映やスーヴパーティーなど、どのプログラムも興味があり、どこ取材しようか迷ってしまいましたが、今回は、23日夜、ホテルMt.レースイで開かれた『ウェルカム・パーティー』にお邪魔してきました。



ウェルカム・パーティーの様子

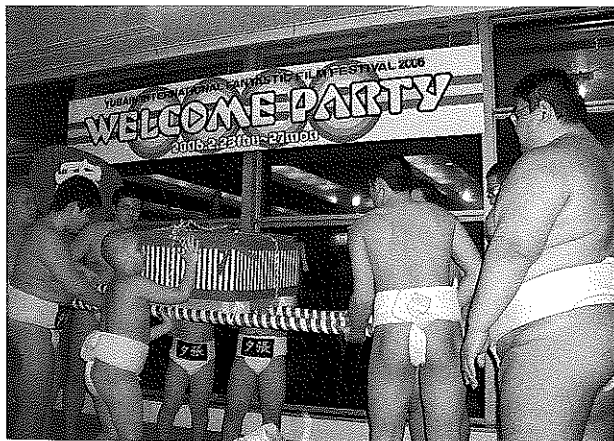
21:40 開演10分後にホテル到着。ホテル正面玄関には『長崎ぶらぶら節』や『007』などの映画看板が掲げられていました。期待を胸に、パーティー会場へと進むと、会場内も、映画ポスターのパネルが多数展示されています。すでに会場・ウェーティングルームとも、始まりを心待ちにしているお客さんで埋め尽くされていました。

前夕張市長、中田鉄治氏にちなんで市民により創設された『鉄っちゃんシネマ大賞』という賞の授賞式がまもなく行われました。今年の受賞者は、長年、映画看板製作に携わってきたという、みうら工芸(札幌市東区北33条東6丁目)社長 三浦公雄さん(64歳)でした。ホテル前に展示されていた看板の製作者も、同氏とのこと。40年以上、この道一筋とのご経歴でした。

22:00 俳優さんやマスコミ関係者、映画人等が一堂に会し、立食パーティーが始まりました。太鼓の演奏やお御輿、餅つきなどが行われ、餅つきには海外からのゲストも実際に参加し、盛り上がっていました。

22:40 抽選会が行われ、航空券やビールなどの豪華賞品がプレゼントされていました。当会の取材担当者は、何も当たりませんでした…。残念!

22:50 札幌行きのバス時刻に合わせて閉会。明日からの4日間がさらに楽しみになる、そんなパーティーでした。来年は、ウェルカム・パーティーだけでなく、ほかのプログラムにも参加したいなあと思わせるような、夕張市民の方の手作り感が溢れる、とてもアットホームなパーティーでした。



ウェルカム・パーティーの様子

【表紙の写真】

映画祭「スペシャルプログラム」『御法度』(滝の上特別上映会)に出演された武田真治さんと、今年の映画祭のポスター原画(写真中央)を描いた地元夕張出身の画家・熊谷知之さん(右)

平成18年度 新年賀詞交歓会開催

平成18年1月27日(金)、ホテル札幌ガーデンパレス(札幌市中央区)において北海道行政書士会・日本行政書士政治連盟北海道支部主催により、新年賀詞交歓会が開催されました。

石田鉄治郎副会長の開会のことばで開始され、深貝亨会長の挨拶の後、高橋はるみ北海道知事(代理：山本邦

彦北海道副知事)、宮内一三日行連会長(代読：千葉一明副会長)から祝辞を賜りました。

司会の江谷総務部長の掛け声とともに鏡開きが行われ、鈴木泰行北海道議会議員より乾杯の挨拶を頂き、新年の和やかなムードの中、懇談が行われました。

平成18年 新年賀詞交歓会次第

司会：北海道行政書士会

総務部長 江 谷 清 和

1. 開会のことば

北海道行政書士会

副会長 石 田 鉄治郎

2. 会長挨拶

北海道行政書士会

会 長 深 貝 亨

3. 来賓祝辞

北海道知事

高 橋 はるみ 様

日本行政書士会連合会

日本行政書士政治連盟

会 長 宮 内 一 三 様

4. 鏡開き

5. 乾杯

北海道議会議員

北海道行政書士会顧問

鈴 木 泰 行 様

6. 祝電披露

7. 万歳三唱

北海道議会議員

北海道行政書士会顧問

加 藤 礼 一 様

8. 閉会のことば

北海道行政書士政治連盟北海道支部

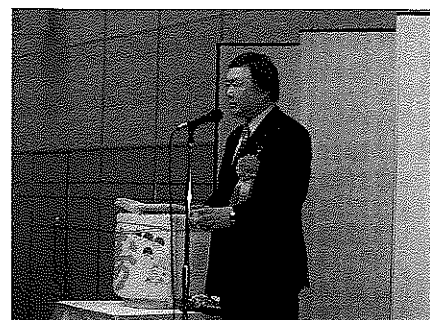
支部長 葛 西 彰



山本邦彦北海道副知事



千葉一明日行連副会長



鈴木泰行道議員

新年賀詞交歓会 出席者名簿

国会議員		
衆議院議員	中 川 昭 一 様	(北海道 11 区)
〃	横 路 孝 弘 様	(〃 1 区)
〃	三 井 辨 雄 様	(〃 2 区)
〃	石 崎 岳 様	(〃 3 区)
〃	佐々木 隆 博 様	(〃 6 区)
〃	鳩 山 由紀夫 様	(〃 9 区)
〃	武 部 勤 様	(〃 12 区)
〃	吉 川 貴 盛 様	比例区
〃	荒 井 聰 様	〃
〃	松 木 謙 公 様	〃
〃	鈴 木 宗 男 様	〃
衆議院議員	伊 達 忠 一 様	北海道ブロック
〃	小 川 勝 也 様	〃
〃	峰 崎 直 樹 様	〃
〃	風 間 昶 様	〃

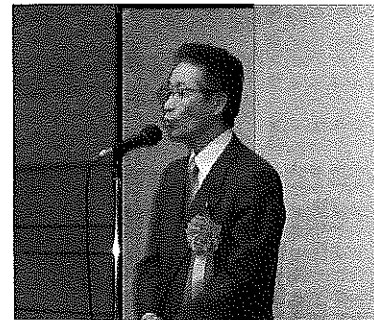
道議会議員		
道議会議員	鎌 田 公 浩 様	(札幌市中央区)
〃	千 葉 英 守 様	(〃)
〃	段 坂 繁 美 様	(〃)
〃	佐 藤 英 道 様	(札幌市北区)
〃	星 野 高 志 様	(札幌市東区)
〃	久 保 雅 司 様	(〃)
〃	鈴 木 泰 行 様	(札幌市白石区)
〃	森 成 之 様	(〃)
〃	伊 藤 政 信 様	(札幌市厚別区)
〃	佐 野 法 充 様	(札幌市豊平区)
〃	加 藤 礼 一 様	(旭 川 市)
〃	菅 原 範 明 様	(〃)
〃	三 井 あき子 様	(〃)
〃	三 津 丈 夫 様	(帯 広 市)
〃	小 谷 毎 彦 様	(北 見 市)
〃	沢 岡 信 広 様	(北 広 島 市)



会場の様子



加藤礼一道議



佐々木隆博衆議

関係機関・友誼団体等			
北海道知事	高 橋 はるみ 様	北海道税理士会(札幌中支部長) 札幌五支部連絡協議会議長	山 崎 幹 雄 様
札幌市議会議長	大 越 誠 幸 様	札幌司法書士会会長	岩 井 英 典 様
日本行政書士会連合会会長 日本行政書士政治連盟会長	宮 内 一 三 様	札幌司法書士会 札幌中央西支部長	駒 崎 雅 之 様
北海道公証人会会長	堀 田 良 一 様	札幌土地家屋調査士会会長	衣 澤 征 美 様
北海道社会保険労務士会会長	本 間 秋 光 様	北海道総務部次長 (行政改革室長)	江 本 英 晴 様
北海道社会保険労務士会 札幌中支部長	澁 田 勲 様	北海道行政書士会相談役	佐 藤 良 雄 様
北海道税理士会会長	先 本 建 夫 様	北海道運輸局 札幌運輸支局先任自動車登録官	片 倉 康 治 様

平成18年度 新春法学講座・新春フォーラム

去る1月27日、ホテル札幌ガーデンパレスにおいて、平成18年度新年賀詞交歓会に先立ち、新春法学講座ならびに新春フォーラムが開催されました。今年の新春法学講座は北海道大学大学院法学研究科教授の林 靖(はやし たつみ)教授をお招きして、今年5月1日施行予定の「会社法」および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」について詳しくわかりやすい講義をしていただきました。全道各地の会員たちも熱心に耳を傾けていました。

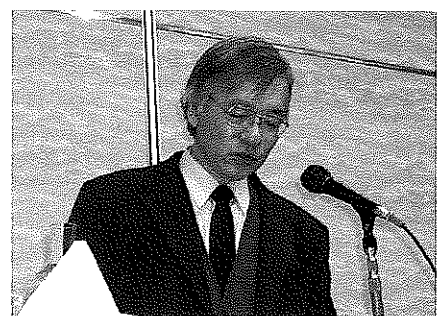
つづいての新春フォーラムは、パネリストとして本会顧問の鈴木泰行道議、加藤礼一道議、北海道総務部 江本英晴次長、佐藤良雄相談役の4名をお招きして、加藤副会長がコーディネーターとなり『行政の民間開放と行政書士』というテーマで貴重な情報を得ることができました。

「民でできることは民で」、あるいは「地方でできることは地方で」との考え方から、公共サービスの質の維持向上・経費節減等を図る方法として提唱されてきた『民間開放』について活発な討論がなされました。なかでも2月に閣議決定され国会に提出された法案である、いわゆる「市場化テスト(官民競争入札)」のメリット・デメリットについてのお話は興味深いものでした。それによりますと、これまで役所が行なってきた幾つかのサービスを民間が行なうことになります。役所の仕事の一部を外部委託するというこれまでの入札と異なり、あるサービスをまるごと民間が行なえるようになるわけです。これにより価格だけではなく質も考慮された上で優れたほうがそのサービスの提供を担っていくことが可能になります。

しかし、問題点がまったくないわけではありません。様々な不安要素もあります。経費節減を目指すあまり「安上がり行政」の一環にならないだろうか、逆にサービスが低下しないだろうかといった不安です。こうした不安要素を取り除く努力をしつつ、現在、役所が提供しているサービスをより活性化していかなければならないことについても話されました。



法学講座 会場の様子



北海道大学 林 靖教授



フォーラムパネリストの皆様



フォーラムの様子

リレーインタビュー

行政書士の輪

4

《札幌支部：米田 俱實会員》



Q どんな業務をメインにされていますか？

A 先程お話ししましたとおり、私はもともと銀行で働いておりましたし、また行政書士となって最初の仕事が相続業務であったこともありまして、開業当初から現在に至るまで相続業務を主力業務として行っております。相続は案件によって相続人の数が少ないものから何十人も相続人がいるものまで多種多様でありますので、その都度頭を悩ませながら業務に取り組んでおります。

Q 開業されたのはいつ頃ですか？

A 開業が昭和57年2月ですので、今年で24年になります。

Q 行政書士となった動機は？

A 前職は銀行員でありまして、窓口で座って顧客相手の仕事をしておりました。その時に、預金者が死亡してその預金を相続したいという相談がよくありました。その頃の銀行には預金を相続するために顧客から申し受ける書類や戸籍関係証明書等に定まったルールがありませんでした。また、相続人に行方不明者がいる場合や相続放棄した者がいる場合等の対応が満足のゆくものではありませんでした。そのようなことを経験しているうちに、このようなことがあってはならないし、このことを生涯の仕事にしてみたい、また、世の中どんなに不景気でも必ず相続は発生するので業務として成り立つ筈だ、と考えて行政書士の途を選びました。

Q 営業活動はどのようにされておりますか？

A 開業当初から営業活動はほとんどしていませんでした。最初の仕事は知人の紹介でして、それを丁寧に素早く処理しました。それをきっかけとして、少しずつ仕事の紹介が来るようになりました。紹介に関しては、一度仕事をしたお客様からのものはもちろんですが、その他には行政書士仲間や他士業から来ることも多々ありました。そうして依頼された仕事を、例えば許認可に関する仕事はそれを専門としている行政書士にお願いしたりというように、専門とする行政書士あるいは他士業にお願いすることで迅速丁寧に行うように心掛けていました。やはり、自らの専門分野を確立し、その分野に関しては誰にも負けないというくらいの気持ちで勉強していくことが大切であると思います。そうすることでお客様や行政書士仲間あるいは他士業からの紹介につながっていくのだと思っております。それと、信頼のできる行政書士や他士業等のネットワークを作ってその中でお互い仕事を依頼し合うということも非

札幌支部

常に重要なことだと思っています。

Q 初仕事はどのようなものでしたか？

A 行政書士の登録をして間もなく相続の仕事が入ってきました。事案は、30代後半の男性が死亡し、2週間後に資産家であるその父親が急死し、遺されたのは2人の娘と亡長男の嫁、それに資産に関する膨大な書類と途方にくれた3人の女性でした。そこに乗り込んでこの相続事件を受託することになったんですよ。資産の大部分は不動産で、その不動産には複数の抵当権や地役権が設定されていて、また、被相続人には資産があったのですがそれなりの債務もあり、なにより苦労したのが相続税の支払でした。不動産は有っても預貯金は少ないためにこのような悩みが起きてきました。このような大型の相続事件も悪意にしていた司法書士と税理士の協力に助けられまして、3ヶ月を要して完遂することができました。これらの協力者はいずれも行政書士兼業の人達でしたから、報酬額の算定にも力を貸してくれましたが驚くほど高いものでして、何もない事務所にコピー機とタイプライターを入れることができました。この初仕事をきっかけとして、これからは相続をメインとすると心に決めて相続の関連知識の習得に努めました。



Q 法友会を創った経緯は？

A 行政書士であるものが誰でもどんな仕事でもできることを目指そうではないかと呼びかけて、志を同じくして趣旨に賛同するものを募り出来たのが法友会です。現在50名余の会員を擁して創設以来20年以上も継続していますが、正直なところ今の法友会の姿は想定できませんでした。昨年、年齢と体力の限界を感じて若く新しい人材に途を譲り会長を退きました。

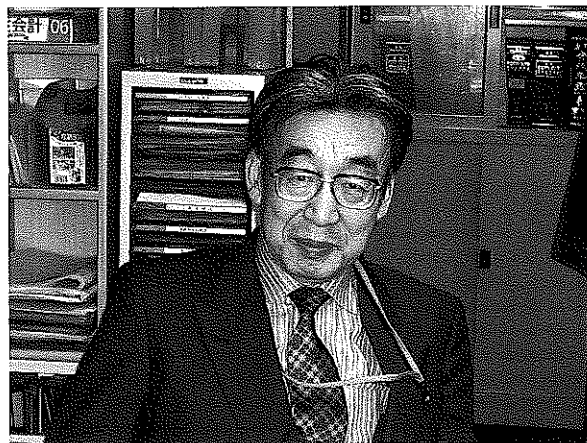
Q 業務を行うにあたってどのようなことを心がけておりますか？

A これは行政書士の仕事ではないと思ったり、私にはできないと決めつけてはならないと思います。書店に行けば参考書は出回っているし、各役所には取り扱い要領なるものもあります。最近では役所の対応も変わって相談員も配置されています、例えば税金に関してはタックスアンサーを利用する方法もあります。また、他士業になじみを作っておくなどすれば、間口が広くなり、あらゆる相談に乗れるし仕事はなんでも受けるとの精神を貫くことが大切であると思います。昔、仲間に仕事を受けてから参考書を買いに走った人もいましたが、まさにこの精神です。そして受けた仕事や相談は懇切丁寧迅速な処理に心掛けています。だから私の事務所は行列のできない事務所なんです。

Q 開業した当時と現在では、行政書士業界に変わったところがありますか？

A 昭和50年代の行政書士会は会員間の交流が密で色々な楽しみが多かったですよ。総会終了後の懇親会や趣向を凝らした新年宴会、年一度のレクレー

ションなどがありました。最近ではこのようなものが以前より少なくなって、少し寂しさを感じます。特に当時の総会は年1回のお祭りであり、顔見せと思っている向きもあって本人の出席が多数ありました。現在では本人の出席が当時よりも減っており、もっと多くの会員に積極的に参加してほしいと思っています。楽しみのある会員間の交流がもっと活発に行われるように願っております。



Q 新入会員へメッセージをいただけますか？

A 登録して何もしないで退会する会員がおりますが、それはとてももったいないことであると思います。私が開業して現在までの経験から言えることは、付き合いを良くして人脈を広げる、また、勉学に勤しみ知識を高めることこそ売上増強の必須条件であると思っています。行政書士はスペシャリストや技術者であると同時に商人魂に徹するというのも非常に重要であると思います。

編 豊富な経験をもっておられる米田先生、ご多忙の中、大変参考になるお話を聞かせていただき、ありがとうございました。

ショートコラム・1

人類が一番最初に口にした品詞は感動詞であるといわれています。そして最後に生まれた品詞は、他の品詞から転じてできた接続詞であるといわれています。感動詞が生まれ、接続詞が生まれるまでの間に、しりとりや早口言葉といったいわゆる「言葉の遊び」がなされるようになったのはいつ頃なのでしょう。少なくとも太古の昔に「言葉」なんかで遊んでいる余裕はないと思われます。極端に太古の昔まで遡らなくとも、感動詞が現れ接続詞が生まれるまでの間、生きてゆくために必要だったもの、それが本来の言葉の形だったはずでしょう。どのようなことでも、そのことに関して余裕のない時代においては「生きてゆくため」のものとしての役割だけが課せられます。例えば食べることにしても、太古の昔は生きてゆくために食べていました。しかし今は、楽しむことを目的として食べています。言い換えれば、贅沢ということです。

文章においても、言葉それ自体を楽しむようになったのは「生きてゆくため」を卒業したからであるといえるでしょう。これもまた贅沢であるといえるのではないのでしょうか。

< T >

消費者取引概論

1. 消費者取引の性質

消費者取引は事業者間の取引や知人間の取引と比較して、大きな違いがあるものであります。消費者取引に関して一般的なルールを定めた民法では、当事者が事業者であるか消費者であるかについて特段の配慮はなされておらず、すべての者を対等な者として取扱っております。このようなことから、消費者の利益を守るために民法の解釈を消費者取引の性質に合わせるといったことや、また、新たな法律を制定するといったことが行われております。

消費者取引の主な性質としては次のようなものが考えられます。

①不意打ち的・攻撃的

例えば訪問販売やキャッチセールスの場合には、消費者自らの意思によって契約締結交渉を開始する例は極めて少なく、更に密室性を利用して強引に契約書に署名させたり、また、販売員がうそ内容を伝えて契約させるといったことが多々あります。特に、高齢者や未成年者等断りにくい年代層をターゲットとして意図的に勧誘しているといった実態があります。

②専門知識の格差

取引の対象となる商品・役務といったものの品質・内容・リスク等に関して、消費者に十分な知識がないあるいはその知識量に大きな格差があるといった場合がほとんどです。消費者サイドでよくよく調査して契約交渉に臨んだとしても、やはり事業者と比較して一般的には知識量が不足していると言えます。近年は新商品の開発が著しく進んでおり、益々消費者と事業者の間に知識に格差が生じてくると思われます。

③契約条件の一方性

消費者と事業者の間で契約する場合には、あらかじめ事業者の側で契約内容や契約条件を決定している場合が殆どですので、その内容や条件に関して消費者の意思を反映させるということは実質的に不可能であるといえます。消費者が自由に決定することができるのは、単に購入するかしないかの決定や数量程度であるのが実際のところであります。

④取引の複雑化

複雑な取引の例として考えられるのは、割賦購入あっせんやローン提携販売といったもので、これらの取引は売主と信用供与者とが別であるために、万が一商品・役務に瑕疵があった場合には購入代金の支払を拒絶できるのが問題となってきます。

⑤迅速な救済の必要性

消費者は一般的に事業者と比較して経済的打撃に弱いということがいえるので、大きな損失を被った場合生活の維持が困難となる場合があります。そのようなことを未然に防止する必要性から、できるだけ早く救済する必要があると言えます。特に金銭的な被害の場合には、取引事業者が行方不明になったり倒産したりといったことが往々にしてあるため、救済にも限界があるということから被害を未然に防止することが非常に重要となってきます。

2. 消費者取引における問題

①契約書面

契約に関しては原則として口頭による意思表示のみで成立することとなっています。契約書は後日紛争が生じたときに証拠となるといった程度の意味合いしか持ち合わせておりません。しかし消費者取引に関する法律の中には、契約当事者間の意思表示に加えて、契約書面の授受を義務化しているものも見受けられます。例えば、特定商取引法4条、5条や宅建業法37条などがあります。特定商取引法4条、5条は契約締結後に書面の交付を求めており、さらに書面の交付がクーリング・オフの要件となっているため、ここに規定されている書面の交付がない限り、消費者はいつまでもクーリング・オフの権利を主張することが出来ることとなっております。他方、宅建業法37条は書面の交付を契約締結交渉中に求めており、これは消費者に対する情報開示を徹底させ、慎重に取引に関して判断することができるといった機能を持っているといえます。悪質商法の中には、一方的に電話をかけてきて勧誘し、消費者が契約締結の意思表示をしていないにも拘らず一方的に契約が成立したものとして取り扱い、高額な代金の支払を請求してくるといった例が数多くあります。このようなケースにおいては、通常の通信販売のように消費者から自発的に電話をかけて契約が成立するものとは異なっているため、電話による契約成立の認定は極めて慎重になされなければならないものであります。判例では、京都地裁昭和61年4月11日判決において、電話による承諾を否定しております。

②契約意思

消費者取引においては契約書に署名・捺印がされていたからといって、それだけで消費者の契約の意思が完全であるといえないケースが多々あります。こうした場合、従来は本人の署名・捺印がなされていればとりあえずは契約の成立を認めた上で、本人の意思が書面と異なっている場合には、民法95条に規定する錯誤無効を適用したり、また民法96条1項に規定する詐欺による取消しを適用して消費者被害の救済をしておりました。しかし、実際には民法の規定は対等な当事者間の合意により契約が成立することを前提としているため、これらの規定は要件が非常に厳格であり、現実の消費者トラブルにおいて適用されることは稀で、これらの規定により消費者契約に関するトラブルを解決することは困難でありました。また、民法の一般法である公序良俗違反や信義則違反は解釈の幅の広い概念であるため、最終的には裁判所の判断に委ねるしかありませんでした。そうし

た問題を解消するために消費者契約法が制定され、消費者契約法4条において消費者が契約を取り消すことができる場合が規定されました。

③制限行為能力者

一般人より判断能力の劣る者を、不利な取引から保護する制度として制限行為能力者制度があります。制限行為能力者には、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人があり、これらの者が単独で行った法律行為に関しては取り消すことができます。この制度は、消費者取引において未成年者が不利な取引をしてしまった場合にそれを取り消して救済するために用いられることが多々あります。

制限行為能力者とは区別されるべきものですが、消費者取引において不利な契約を締結させられるケースが多いのが高齢者であり、過去に豊田商事事件でも社会問題となりました。そこで一定年齢以上的高齢者に関しては、無条件の取消しを認める考えも提案されていましたが、個々の判断力に差があるということや同意が必要ということになると自らが築いた財産を自由に処分できなくなる虞が生じる等、問題が多いことから現在も検討が続けられています。

④クーリング・オフ

契約の申し込みや契約締結後であっても、一定期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除をすることができるというクーリング・オフの制度は、特定商取引法9条や宅建業法37条の2、投資顧問業法17条など様々な法律に採用されており、消費者被害の救済に大きく貢献しています。消費者被害の救済に際しては、消費者契約法や民法の取消を検討する前に、クーリング・オフが可能かどうか検討し、これができない場合にはじめて消費者契約法や民法による取消を主張するということが一般的に行われております。また、クーリング・オフによって契約を取り消しても、消費者になお被害が残っている場合には、損害賠償の請求も可能です。クーリング・オフが認められる取引は法律に定められていますが、法律に定められていない場合であっても、業界の自主基準によるクーリング・オフを認めている場合もあります。

クーリング・オフは第一に頭を冷やす、つまり冷静になって充分考え、その結果契約の拘束力から解放するという機能と、第二に意思表示に瑕疵があったという立証をすることなく、簡易な救済を図るという機能とを持っています。

⑤中途解約

英会話教室や学習塾、エステティックサロンなどは継続的な役務の提供を契約するものですので、途中で解約することをめぐって紛争となることがしばしばあります。その理由は、こういった取引では勧誘員による誇大なセールストークや広告がなされることがあるため、長期的な契約を締結せられ、消費者がしばらくの間役務の提供を受けてからはじめてその被害に気づくケースがあるからです。

このような取引は、民法に規定する準委任契約にあたり、委任契約は当事者間の信頼関係に基づ

いているため、信頼が損なわれた場合にはいつでもどちらからでも契約を解除することができます。仮に、契約時に契約を解除しないという特約を結んでいたとしても、その特約に反しての契約解除は特約違反に対する損害賠償をしさえすれば、可能です。しかし実際問題としては、英会話教室や学習塾、エステティックサロンなどの役務提供に関して瑕疵があったかどうかの判断が非常に困難であったり、特約違反に対する損害額の算定も困難であることから、消費者被害の救済が容易ではありません。トラブルの早期解決には、事業者との間であらかじめ一定の取り決めをしておき、いつでも無条件に解約できるようにしておくことが重要であると思われます。

⑥約款

消費者取引において、消費者に不利な条項が契約書面に書かれていることがしばしばあります。例えば、どのような理由があっても契約を途中で解約することはできない、すでに支払った代金についてはいかなる理由があっても返還しない、などの規定が考えられます。事業者の側からすれば、大量の取引を迅速に処理することを目的として、あらかじめ一方的に契約条件を定めたものである約款を作成するわけですが、消費者にはその契約条件を受け入れるか若しくは断るかを選択肢しかありません。現代の社会においては、保険契約、クレジット取引契約、宅配便運送契約、旅客運送契約、ホテル宿泊契約等多くの契約において約款が定められています。こうした約款は事業者サイドで一方的に作成するものですから、どうしても事業者に有利で消費者に不利なものとならざるを得ません。消費者もいちいち契約書面の裏などに細かな文字で記載された契約条項に目を通すということは殆どないと言えるでしょう。通常、契約は当事者間の契約締結に向けての意思表示の合致により成立するので、約款は契約当事者間の意思の合致がない以上契約内容にならないのではないかということも問題となりますが、大量の取引においてその都度契約内容を決定するということにすると、その処理が極めて困難となるため、約款を契約内容とすることは必要であるといえます。しかし、単に約款を書面にして消費者に交付しているということのみをもって、いかなる不利な内容でも消費者が約款の内容を承諾して拘束されるということにはなりません。ただし、日本の法律では約款のみを特別に規制している法律はありません。そこで、約款の内容を消費者に不利にならないようにしておく必要があることから、保険約款や電話サービス約款、運送約款などについては監督官庁の認可ということを通して、約款の内容の適正さが担保されております。また、クレジット約款のように行政指導により標準約款がつくられることで内容の適正さを図っているものもあります。そうした監督官庁のチェックが介在しない約款に関しては、約款の内容が公序良俗に反する内容であったり、強行法規に関する内容のものは無効とされたり、民法の任意規定から著しく消費者に不利なものとなっている場合には効力を否定されるといった方法で救済されることとなります。また、消費者契約法 10 条を活用することで、消費者にとって一方的に不利な条項の効力を否定するという方法も考えられます。

⑦商品・役務の価格

商品・役務の価格に関しては通常は当事者間で自由に決定することができるため、その自由な意思に任せられています。しかし、例外的に極端に対価の不釣り合いな取引などの場合には、暴利行為と認定され公序良俗違反による無効とされることがあります。例えば、全く価値のない土地を高額

で売りつけるなどの場合です。このような場合、土地の価格はある程度はつきりしているのに、一般的に取引されている価格と比して暴利行為と認められれば無効を主張することができることになります。このような取引に対して、高額な壺や印鑑といった商品は一般的な市場価格が極めて不透明なものであるため、暴利行為と認定されることは容易ではありません。

⑧不法行為

一般的に事業者の詐欺的取引から消費者に損害が発生した場合、事業者の債務不履行責任を追及する場合と、不法行為責任を追及する場合が考えられます。不法行為責任を追及する場合には、事業者の行為の違法性が認定される必要があります。違法性の認定にあたっては、取引の仕組み自体の違法性と、取引の勧誘に際しての勧誘行為自体の違法性とに分けて検討されます。取引の仕組み自体が違法性の高いものならば勧誘することが即不法行為と認定されますし、取引の仕組み自体が合法的なものであっても勧誘方法に違法性があれば不法行為と認定されます。違法性の判断にあたっては、取引全体を見て判断される必要があります。

また、不法行為の認定にあたっては、過失相殺も問題となってきます。事業者が詐欺的勧誘をし、そのことによって消費者に損害が生じた場合、だまされた消費者にも過失があったとして過失相殺がなされる場合もあります。通常、過失相殺が問題となるケースとしては交通事故による損害賠償請求が考えられますが、交通事故の場合は被害者・加害者双方に過失がある場合が殆どで、どちらかが一方的に過失のある場合はごく稀です。しかし、事業者と消費者の取引において消費者に損害が生じるケースでは、事業者の積極的な働きかけによる場合が殆どであり、事業者の行為が原因となっていますので、過失相殺を考えるにあたっては慎重な姿勢をとるべきであると思われます。

参考文献

「消費者被害救済の上手な対処法」 木村達也他編
「ヤング消費者読本」 林郁編
「消費者取引ハンドブック」 松本恒雄他監修
「新消費者契約社会の法理と実務」 大矢息生他著

民事法務研究会
民事法務研究会
民事法情報センター
税務経理協会

廃棄物処理法—収集運搬業許可申請について

札幌支部環境企画特別理事 大沼 準

行政書士業務において、廃棄物処理法上の業務では、産業廃棄物収集運搬業(以下、産廃収集)、特別管理産業廃棄物収集運搬業(以下、特管収集)の申請業務がもっとも一般的な業務と思われます。

今回、上記申請業務に係る参考資料は以下のとおりです。

1. 廃棄物について—札幌市「産業廃棄物ガイド項目Ⅱ」より
2. 産業廃棄物に係る許可制度—札幌市「産業廃棄物ガイド項目Ⅲ」より
3. 産業廃棄物の申請手続き—札幌市「産業廃棄物ガイド項目Ⅳ」より
4. 申請書記入例—札幌市「産業廃棄物ガイド項目Ⅳ」より
5. 申請書記入例—北海道「許可申請の手引き(収集運搬—特別管理)」より
6. 産業廃棄物(特管)処理業の許可申請に関する講習会 受講の手引き(表紙のみ)
—日本産業廃棄物処理振興センター—
7. 北海道産業廃棄物処理業者名簿(表紙のみ)

上記資料に基づき、法改正動向を踏まえ、ポイントを以下に述べてまいります。

「廃棄物の定義」について(上記参考資料1.)

「自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要となった物をいい、…」とあります。昨年、その定義に「有償売却できたとしても、その対価と運送費を比較して運送費が高ければ廃棄物」との判断基準の追加がされました。

たとえば、廃プラスチックをキロ10円で売却するためキロ100円の運送費をかけて運ぶなら90円の赤字となり、この場合、廃プラスチックは有償売却できても廃棄物とみなすということです。よって、この場合の廃プラスチックは廃棄物とみなされ廃棄物処理法の適用対象となります。

この趣旨は、排出される廃棄物を有価物と偽装して廃棄物処理法の適用を逃れることへの対応です。廃棄物処理法の規制対象は「廃棄物」に限られますから、廃棄物に該当しない以上、一切その規制、罰則は適用されません。そのため、廃棄物を原料などと称して売買を装い、大量に廃棄物を保管(野積み)し、その後計画的に倒産、廃棄物の山だけが残るという事態が全国的に起こったためです。

「産業廃棄物と一般廃棄物の区別」について(上記参考資料1.)

産業廃棄物は、事業活動から生じた廃棄物をいいますが、注意すべきは、その全てが産業廃棄物となるのではないという点です。むしろ限定された事業所から出た廃棄物のみが産業廃棄物とされ、それ以外は(事業系)一般廃棄物となり、一般家庭のゴミの一般廃棄物と同じになっています。

産業廃棄物と一般廃棄物の区別する実益は、処理責任が前者は廃棄物を排出した事業者ですが、後者は市町村となっていることです。よって事業系一般廃棄物であれば市町村が税金で処理する責任が生じますが、産業廃棄物となると事業者自らの負担で処理しなくてはならないということになります。許可においても一般廃棄物の処理は産業廃棄物処理業の許可ではできません。

ところで、今回処理法の改正では一般廃棄物である家庭のゴミ処理の費用徴収に対し肯定的となりました。そのため、排出者負担ということになれば一般廃棄物と産業廃棄物の区分の実益が薄れてきたと考えられます。現在はむしろそのことによって、一般廃棄物の処理を特定の事業会社に独占的に営業させていることが問題となりつつあります。税金で処理する場合と違い、処理料金を排出者に負担させるのであれ

ば産業廃棄物と同じであり、営業を特定企業にのみ独占させ、参入を阻む根拠が不明だからです。今後は、行政書士にとって一般廃棄物処理業の入札、許可申請の業務が増えると考えられます。現在市町村は廃棄物処理を自ら行う財政的余裕がなくなりつつある業務委託することが増えております。これから廃棄物処理についても一定の廃棄物については容器リサイクル法のペットボトルのように入札制度をとるようになるかもしれません。

「事業品目の決定-産業廃棄物の排出者限定」の意味について(上記参考資料1.4.5.)

札幌市のテキスト、欄外※で木くずとありますが、網掛け品目は排出者限定されている意味について、以下に具体例を少し挙げておきます。

産業廃棄物となる木くず：建設解体現場から排出される、柱、ベニヤ板などの木くず、

木工所、製材所などの木材製造業者で排出される木くず

一般廃棄物となる木くず：一般事業所から排出される使用済みの机、木製家具

以上のように、木くずの性状は産業廃棄物であろうと一般廃棄物であろうと変わらないのですが、産業廃棄物処理許可申請に当たっては注意しなければなりません。

上述したように、一般廃棄物を産業廃棄物処理業の許可で行うことはできないため、収集運搬業で作成する事業計画では、排出事業者は、一般事業会社ではなく、建設業者か木製品製造会社等でなければなりません。

木くずの例で述べましたが、紙くず(建設業、製紙業等)繊維くず(建設業、繊維工業等)も趣旨は同様です。

動植物性残さは、一般飲食店で廃棄される食品残さは一般廃棄物です。食品工業等から排出されるもののみ産業廃棄物です。動物の糞尿(畜産業)、動物の死体(畜産業)も同様の考え方です。

なお、北海道の特管産廃収集運搬業の許可申請では、産廃収集運搬業にはない別記様式12-2、12-3があります。車輛の追加変更でも必要です。

「収集運搬先-処理業者の確認」は処理業者名簿で(上記参考資料7.)

収集運搬業とは、上記のような廃棄物の排出事業者から収集し処分業者へ運搬すること事業許可ですから、事業計画で運搬先の処分業者が誰か、どの処理場へ運搬するかを記載することが求められています。

その際、運搬先である処理業者は、申請品目を処理できるかどうかの許可を有しているかどうか(社)北海道産業廃棄物協会で作成・販売している北海道産業廃棄物処理業者名簿で確認することが必要です。

ところで、建設リサイクル法によりがれき類(アスファルトくず、コンクリートくず)、木くずについては、建設現場より50km以内に建設リサイクル施設(破碎等施設)がある場合、埋立処分ができないこととなったため、当該リサイクル処理業者へ搬入することが求められます。そのため札幌市では事業計画に当該リサイクル処理業者を搬入先として記載することを求めています。

なお、廃棄物の品目によっては、名簿で記載されている許可の処理内容だけでは処分業者として妥当かどうか不明な場合もありますので、その場合は直接処理業者に電話で確認することも必要です。

許可申請の要件-人的要件、講習会修了証の意味(上記参考資料6.)

申請者は、許可の区分ごと(収集運搬業、処分業それぞれ別個)に講習会を受講し修了証をもらうことが必要です。その講習会の主催は、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターがあり、申込み先は北海道産業廃棄物協会です。その他に北海道内だけで申請する場合のみ有効な講習会として、北工学園主催の講習会(旭川会場)もあります。

講習会の修了証は申請者が個人の場合は本人、法人の場合は役員のものであることが必要です。

また新規申請の場合は講習会の修了証の有効期間は5年とあります。この意味するところは5年以内に許可申請をする必要があるという意味で、許可取得後はその5年間経過したとしても再受講しないと許可

要件を失うという意味ではないことです。

この受講修了は許可取得要件であるだけで、許可(維持)要件ではありません。ですから講習会受講者が役員を退任しても、許可を失うことにもなりません。

ただし、処理業の許可の有効期限は5年ですが、更新時に別途更新のための講習会の受講を修了しておく必要があります。その修了証の有効期限は2年間ですから、許可の有効期限の2年前からその講習会を受講しておく必要があります。

許可申請の要件—物的要件、運搬車輛、運搬容器について(上記参考資料4.5.)

運搬車輛には、乗用車は使えません。荷物を載せることを用途とする車輛が必要です。

なお、運搬車輛が1台しかない場合、許可申請から許可が下りるまで1ヶ月ほど審査期間がかかることから、その間に車検切れとなるような車輛の場合、車検を更新してから申請を要求される場合があります。

そのままの状態で流出する虞のある液状、泥状の廃棄物を運搬する場合は、使用する運搬容器(ドラム缶等)のカタログ、写真が必要です。

必要な添付書類(上記参考資料4.5.)

資産に関する添付書類として3期分の決算書と納税証明書(その1)が要求されていますが、3期以上営業していることが条件ではなく、設立したばかりで決算期を迎えていない会社でも申請は可能です。その場合は、申立書(設立したばかりのため決算書及び納税証明書が3期分添付できない旨の申立)他を添付して申請することができます。

資産に関する調書では、上記のような新設会社は別にして、既に営業年度を重ね、車輛も従来から保有している場合などは、「現有の施設を使用するため新たな資金は要しない」としてかまわないと思われます。

その他の添付書類で、許可権者により要求されるものに若干の違いがありますので、おもなものについて以下に述べます。なお、申請時には改めて必要書類の確認をして下さい。

北海道：札幌、旭川、函館にない添付書類の要求は特になし。

札幌市：事務所、駐車場の使用権限を証する書類、駐車場の図面、

旭川市：札幌市と同じ、他に市町村が証する役員・出資者の身分証明書

函館市：札幌市と同じ、他に処理業に係る従業員の名簿

(なお、小樽市は平成18年4月から許可必要な政令市から外れ、北海道に許可業務が移管されたため、北海道の許可があれば小樽市内の業務を営むことが可能となりました。)

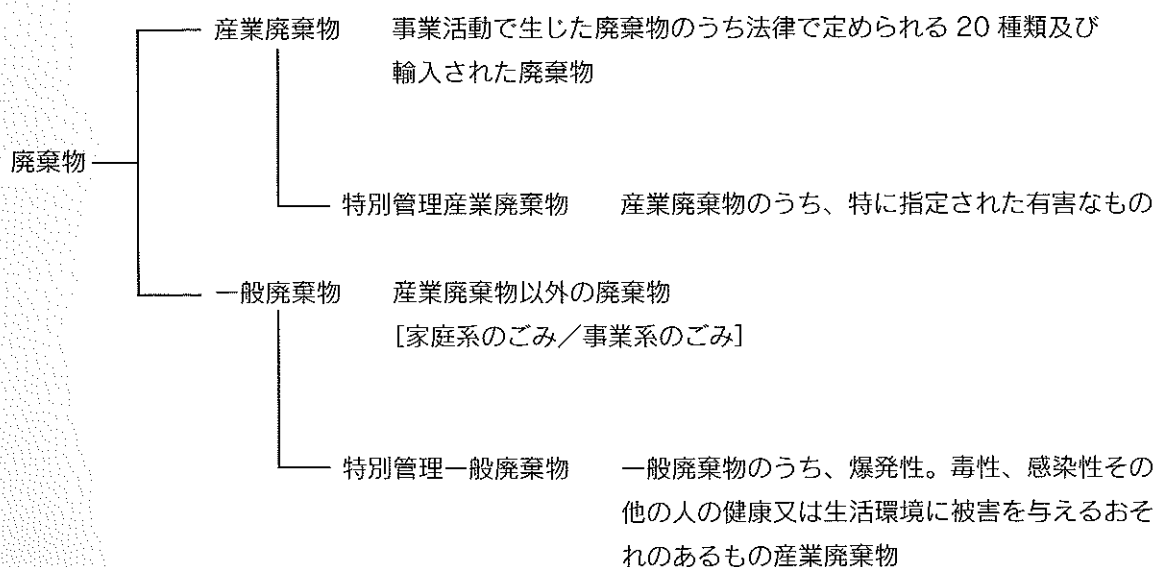
I. 廃棄物とは

■廃棄物とは

自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これに該当するか否かは占有者の意志、その性状等を総合的に勘案して判断するものです。

■廃棄物は、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の2つに大きく分けられます。

「産業廃棄物」は、事業活動に伴って生じた廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」又は「法」という。）で定められている廃棄物をいいます。



●廃棄物の種類

自廃棄物処理法では、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物又は不要物であって、固形状又は液状のものを「廃棄物」としており、放射性を有するもの^{※1}や、土砂及び土砂に準ずるもの^{※2}などは含まれません。

※1 放射性物質等による汚染防止措置については、原子力基本法等の特別法で定める。

※2 港湾、河川等のしゅんせつ土砂（ヘドロ）、漁業活動に伴って漁網にかかったもののうち、不要で海に戻したもの。

この廃棄物のうち、事業活動に伴って発生し法律で定められたものが「産業廃棄物」です。

また、爆発性、毒性、感染性などの人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼすおそれがある性状を有する産業廃棄物は「特別管理産業廃棄物」とされています。

産業廃棄物の種類と具体的な例は、次の表をご覧ください。

産業廃棄物と特別管理産業廃棄物

産業廃棄物

法第2条第4項第1号

1. 燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、廃活性炭、煙道・煙突に付着・堆積したすす
2. 汚泥 有機性汚泥(下水道汚泥、排水処理汚泥、ビルビット汚泥)、無機汚泥(研磨汚泥、砂利洗浄汚泥、洗浄汚泥)
3. 廃油 鉱物性油、動植物性油、廃溶剤、固形油
4. 廃酸 無機廃酸(硫酸、塩酸)、有機廃酸(酢酸)、その他(写真定着液)
5. 廃アルカリ 写真現像液、廃ソーダ液
6. 廃プラスチック類 合成樹脂くず(ポリウレタン、スチロール、合成皮革)、FRP、合成ゴム(廃タイヤ等)、塗料かす、印刷インキかす

施行令第2条

7. 紙くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものに限る。)
 - ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業に係るもの。
 - ③出版業(印刷出版を行なうものに限る。)に係るもの。
 - ④製本業及び印刷加工業に係るもの。
 - ⑤PCBが塗布され又は染み込んだもの。

注：これ以外の業種から発生する、不要な書類やコピー用紙などは、事業系一般廃棄物

8. 木くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものに限る。)
 - ②木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの。
 - ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの。
 - ④PCBが染み込んだもの。

注：これ以外の業種から発生する、パレットや梱包材などは、事業系一般廃棄物

9. 繊維くず
 - ①建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じるものに限る。)
 - ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。
 - ③PCBが染み込んだもの。

注：これ以外の業種から発生する、不要な衣類やウエスなどは、事業系一般廃棄物

10. 動植物性残さ 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物。
11. 動物系固形不要物 と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物。
12. ゴムくず 天然ゴムくず
13. 金属くず
14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
15. 鉱さい 高炉、転炉、電気炉などの残さ、不良石炭、粉炭かす、廃鋳物砂など
16. がれき類 工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、レンガ、アスファルトくず
17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)
18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)
19. ばいじん(集じん施設で集められたもの。)
20. 13号廃棄物 1～19又は21を処理したもので1～19に該当しないもの
21. 輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)

産業廃棄物

施行令第2条の4及び施行規則第1条の2

1. 燃えやすい廃油(廃油のうち揮発油類、灯油類及び軽油類：引火点70℃未満)
2. 廃酸(pH2.0以下)
3. 廃アルカリ(pH12.5以上)
4. 感染性産業廃棄物
5. 特定有害産業廃棄物
 - ・廃PCB等、PCB処理物
 - ・廃石棉(石棉建材除去事業に係るもの等)
 - ・有害産業廃棄物(水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、ひ素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準以上含んでいる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじんなど、また、ダイオキシン類を基準以上含んだばいじん、燃え殻、汚泥)

Ⅱ. 産業廃棄物に係る許可制度

1. 産業廃棄物処理業の許可

■処理業の許可

自産業廃棄物の収集又は運搬もしくは処分を業として行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）の許可を受けなければならない。（法第 14 条）

北海道内については、下記5つの区域ごとにそれぞれ許可が必要である。

- ①札幌市内 → 札幌市長の許可
- ②小樽市内 → 小樽市長の許可
- ③函館市内 → 函館市長の許可
- ④旭川市内 → 旭川市長の許可
- ⑤上記4市以外の道内 → 北海道知事の許可

収集・運搬しようとする廃棄物の運搬先が札幌市域外である場合は、運搬先の区域を管轄する行政庁の許可の取得が必要である。

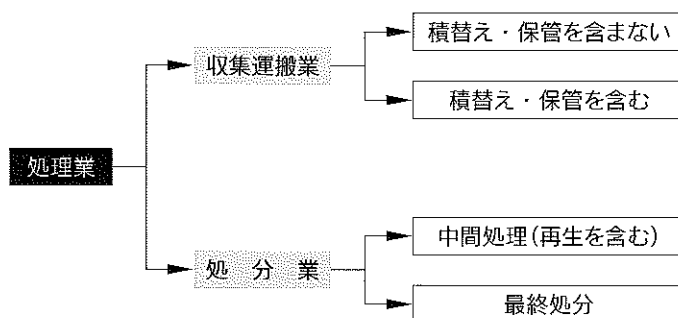
また、北海道全域で処理業を行う場合には、上記5つのすべての許可が必要になる。

■処理業の種類

産業廃棄物処理業は、その事業の範囲によって以下の4種類に区分されます。

- ①産業廃棄物収集運搬業（法第 14 条第 1 項）
- ②産業廃棄物処分業（法第 14 条第 4 項）
- ③特別管理産業廃棄物収集運搬業（法第 14 条の 4 第 1 項）
- ④特別管理産業廃棄物処分業（法第 14 条の 4 第 4 項）

収集又は運搬を業として行おうとする場合には収集運搬業の許可を、処分を業として行おうとする場合には処分業の許可を、また、複数の区分で行おうとする場合は区分ごとの許可が必要である。



- ・廃棄物の処理とは、分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を指すものである。
- ・処理の過程としては、収集・運搬、中間処理（焼却、破碎等や再生）、最終処分（埋立処分、海洋投入処分）に区分される。

ア. 積替え・保管を含まない

排出者から集めた廃棄物を、中間処理施設又は最終処分先等に直接運ぶこと。

イ. 積替え・保管を含む

収集した廃棄物を積替え・保管施設において積替え・保管し、その後中間処理施設又は最終処分先等に運ぶこと。

ウ. 中間処理

焼却・破碎・中和等により、減量化、安定化すること。

特別管理産業廃棄物については、無害化、安定化し、特別管理産業廃棄物でなくすること。

エ. 最終処分

埋立て又は海洋投入（原則禁止）により、廃棄物を自然界に還元すること。

■許可申請の種類

- ①新規許可申請
 - ・新たに業を始める場合
 - ・個人から法人化する場合
 - ・許可を持っている法人の消滅を伴う合併をする場合
 - ・許可期限が満了したが更新手続きを行わず許可を再取得する場合
 - ②変更許可申請
 - ・取扱い品目を増やす場合
 - ・業の区分を拡大する場合（収集運搬業で積替保管なしだったものが、積替保管をする場合、処分業で破碎による中間処理をしていたものが、焼却を追加する場合など）
 - ③更新許可申請
 - ・既に業の許可を持っている者が、許可期限（5年間）満了前に同じ許可内容で許可の更新をする場合
- （更新申請時に許可内容の変更をする場合は、変更許可申請を行う必要がある。）

○産業廃棄物担当部局

札幌市	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 環境局清掃事業部事業廃棄物課（産業廃棄物係） TEL.011-211-2927 FAX.011-218-5105
北海道	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（道庁本館12階） 環境生活部環境室廃棄物対策課（産業廃棄物指導係・産業廃棄物施設係） TEL.011-231-4111（内線 24373、24375） FAX.011-232-4970
石狩支庁	〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目（道庁別館4階） 地域対策部環境生活課（廃棄物対策係） TEL.011-231-4111（内線 34-486） FAX.011-232-1156
小樽市	〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1 環境部事業管理課指導係 TEL.0134-32-4111（内線 323） FAX.0134-32-5032
函館市	〒040-0022 函館市日乃出町26-2 環境部廃棄物対策課業務係 TEL.0138-51-0740（直通） FAX.0138-56-4482
旭川市	〒070-8525 旭川市6条通9丁目 環境部廃棄物対策課（産業廃棄物係） TEL.0166-26-1111（内線 5218） FAX.0166-29-3977

2. 産業廃棄物処理業の申請要件

産業廃棄物処理業の申請をするために、環境省令で施設と申請者のそれぞれについて基準が定められている。

（1）施設に係る基準

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の収集運搬業、処分業の施設それぞれについて、飛散、流出の防止や適正処理についての基準が定められている。

- ①産業廃棄物収集運搬業
 - ア. 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
 - イ. 積替え施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- ②特別管理産業廃棄物の収集運搬業
 - ア. 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

- イ. 廃油、廃酸又は廃アルカリの収集又は運搬を業として行う場合には、当該廃油、廃酸又は廃アルカリの性状に応じ、腐食を防止するための措置を講じる等当該廃油、廃酸又は廃アルカリの運搬に適する運搬施設を有すること。
- ウ. 感染性産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該感染性廃棄物の運搬に適する保冷車その他の運搬施設を有すること。
- エ. その他の特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、その収集又は運搬を行おうとする特別管理産業廃棄物の種類に応じ、当該特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に適する運搬施設を有すること。
- オ. 積替施設を有する場合には、特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じ、かつ、特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切り等が設けられている施設であること。

③産業廃棄物の処分業

ア. 産業廃棄物の中間処理施設に係る基準

イ. 産業廃棄物の最終処分施設に係る基準

④特別管理産業廃棄物の処分業

ア. 特別管理産業廃棄物の中間処理施設に係る基準

イ. 特別管理産業廃棄物の最終処分施設に係る基準

(2) 申請書の能力に係る基準

①産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬（又は処分）を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

※次に掲げるものが産業廃棄物処理業の許可に係る講習会（旧環境大臣認定講習会）を受講されていること。

○申請者が法人である場合

その代表者若しくはその業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

○申請者が個人である場合

当該者又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者

(参考)

(収集・運搬業)

許可申請の種類		必要となる講習会の修了証の区分
産業廃棄物	新規許可	・産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ※既に他の行政区で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は上記の更新許可講習会の修了証でも可
	更新及び変更許可	・産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ・産業廃棄物収集・運搬過程更新許可講習会の修了証 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程更新許可講習会の修了証
特別産業廃棄物	新規許可	・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ※既に他の行政区で産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している場合は上記の更新許可講習会の修了証でも可
	更新及び変更許可	・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程新規許可講習会の修了証 ・特別管理産業廃棄物収集・運搬過程更新許可講習会の修了証

※（処分業）を行おうとする者は、同様に処分過程の講習会の修了証が必要になる。

※ 修了証の有効期限について

1. 新規許可講習については、修了証の年月日より5年

2. 更新許可講習については、修了証の年月日より2年

※講習実施団体

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター Tel.03-3668-7311

※講習受講の問い合わせ及び申込先

社団法人 北海道産業廃棄物協会 Tel.011-864-7744

〒003-0025 札幌市白石区本郷通6丁目北2-8 トーメイビル2階

②経理的基礎

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集又は運搬（処分）を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

③必要な性状分析を行う者

特別管理産業廃棄物（感染性廃棄物、廃石綿以外）処分業については、処分にあたり必要な性状を分析を行う者が、特別管理産業廃棄物について十分な知識と技能を有すること。

(3) 欠格要件

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

なお、許可後においても次のいずれかに該当した場合、当該許可の取り消しなどの処分を受けることがあります。

法14条第3項第2号

- イ、第7条第3項第4号イからホまでのいずれかに該当する者
- ロ、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員等」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ハ、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当する者
- ニ、法人でその役員又は政令で定める使用人（※1）のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
- ホ、法人で暴力団員等がその事業活動を支配する者

法7条第3項第4号イからホ

- イ、成年被後見人若しくは被保佐人（※2）又は破産者で復権を得ないもの
- ロ、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ、この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（※3）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、第31条第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪（※4）若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ、第7条の3若しくは第14条の3（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）（※5）以下この号及び第14条第3項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ、その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

※1「役員」には、監査役も含まれます。

「使用人」とは申請者の使用人で次に掲げるものの代表者。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・上記のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。

※2「成年被後見人若しくは被保佐人」とは

痴呆症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、自分で法律行為を行うことが困難な方で、成年後見制度により東京法務局に登録されている方。

※3「その他の生活環境の保全を目的とする法令」とは（施行令第4条の5）

- 1「大気汚染防止法」2「騒音規制法」3「海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律」4「水質汚濁防止法」5「悪臭防止法」6「振動規制法」7「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」8「ダイオキシン類対策特別措置法」9「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」

※4「刑法の罪」とは

第204条（障害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）

※5「業務を執行する社員」等とは（H9.12.26：衛環319号課長通知）

・「業務を執行する社員」

商法第70条の規定により合名会社又は合資会社の業務を執行する権利を有し義務を負う社員をいう。

・「これらに準ずる者」

株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。

・「同等以上の支配力を有するもの」

相談役や顧問といった名称を有する者、一定比率以上の株式を保有する株主又は一定の比率以上の出資をしている者

Ⅲ. 産業廃棄物の申請手続き

1. 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業

	新規 許可	変更 許可	更新 許可	必要書類
1	○	○	○	産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)許可(更新)申請書(第1面～3面) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)変更許可申請書(第1面～3面)
2	○	○	○	申請書に示された方全員の本籍地入りの住民票 成年後見登記制度に伴う「登録されていないことの証明書」
3	○	○	○	株主・出資者が法人の場合は法人登記簿謄本(履歴事項又は現在事項全部証明書)
4	○	○	○	事業計画書
5	○	○	○	法人の場合は定款又は寄付行為、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
6	○	○	○	誓約書(法第14条第3項第2号イからホまでに該当しない旨を記載した書類)
7	○	—	—	車両の一覧表及び車検証の写し
8	○	—	—	産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、車両の写真(前側、側面) 特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、車両の写真(前側、側面、荷台)
9	○	—	—	車両を所有しない場合は、当該車両の使用権原を証する書類(車両使用承諾書等)
10	○	—	—	運搬容器の写真又はカタログ等(必要に応じ)
11	○	—	—	事務所、事業場、駐車場の付近見取図
12	○	—	—	事務所、事業場、駐車場の使用権限を証する書類(土地・建物の登記簿謄本、 賃貸借契約書、使用承諾書等)
13	○	○	—	積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所に係る上記12～13と同様の 書類(※平面図に加えて、立体図、断面図、構造図及び設計計画書を添付のこと)
14	○	○	○	産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証
15	○	○	○	事業の開始に関する資金の総額及びその調達方法を記載した書類
16	○	○	○	直前3年間の決算報告書(貸借対照表・損益計算書。個人の場合は、資産に関する調査)
17	○	○	○	直前3年間の納税証明書(様式その1)(法人の場合は法人税、個人の場合は所得税)
18	○	○	○	運搬先が札幌市以外の場合は、運搬先の都道府県・政令市の許可証の写し、 また、他都道府県等で許可を取得している場合も、その許可証の写し

○ 必要書類

○ 変更する部分について

— 不要

収集運搬業の許可申請に必要な書類一覧

申請書類(○印)及び添付書類(※印)	注 意 事 項
○産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1面から第3面) ○特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1面から第3面)	各欄については、該当する全てのものを記載することとし、記載しきれない場合は、この様式(第2面から第3面)をコピーして使用してください。 ・産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第6号) ・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(様式第12号) (変更許可は、産廃(様式第10号)、特別管理(様式第16号))
《申請者が個人の場合》 ※住民票(本籍地の記載があるものに限るとし、外国人にあっては外国人登録証(登録証明書番号を記載のもの)の写しとする) ※登記事項証明書(「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明事項とするもの)	住民票については、 <u>本籍地の記載があるものを添付</u> してください。 外国人の方については、外国人登録証明書の写し、又は登録原票記載事項証明証を添付してください。(登録証明書番号を記載のもの)
《申請者が未成年者の場合》 ※法定代理人の住民票(本籍地の記載があるものに限るとし、外国人にあっては外国人登録証(登録証明書番号を記載のもの)の写しとする) ※法定代理人の登録事項証明証(「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明事項とするもの)	登記事項証明書については、東京法務局発行の「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明するもの「 <u>登記されていないことの証明書</u> 」を添付してください。 「 <u>登記されていないことの証明書</u> 」については、東京法務局後見登録課(TEL 03-5213-1234)又は、最寄りの法務局(戸籍課)へお問い合わせ下さい。
《申請者が法人の場合》 ※役員全員の住民票(本籍地の記載があるものに限るとし、外国人にあっては外国人登録証(登録証明書番号を記載のもの)の写しとする) ※役員全員の登録事項証明証(「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明事項とするもの) ※100分の5以上の株主又は出資者全員の住民票(本籍地の記載があるものに限るとし、外国人にあっては外国人登録証(登録証明書番号を記載のもの)の写しとする) ※100分の5以上の株主又は出資者全員の登記事項証明書(「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」ことの証明事項とするもの)	役員(代表者、取締役、役員全員、監査役、相談役、顧問、その他これらに準ずる者を含みます。)及び株主又は出資者で個人の場合、政令使用人の全ての者が該当 政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げる者の代表者である者 ・本店又は支店(商人以外の者にあっては、主たる事務局又は従たる事務局) ・上記のほか、継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。 株主、出資者が法人の場合は、 <u>法人の登記簿謄本</u> を添付してください。
○事業計画書(用紙1)	排出事業者の事業内容から、取扱う(特別管理)産業廃棄物の種類が特定できない場合は、発生工程表又は分析表を添付してください。(特に、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、鉱さい、はいじんは発生工程表又は分析等を求める場合があります。)
《申請者が法人の場合》 ※定款又は寄付行為 ※法人登記簿の謄本	定款又は寄付行為については写しを添付してください。法人登記簿謄本は、 <u>履歴事項全部証明書</u> で3ヶ月以内のものを添付してください。
○誓約書(個人は用紙2、法人は用紙3)	申請者等が欠格要件である法第14条第3項第2号(法人：イ、ロ、ハ、ニ、ホ・個人：イ、ロ、ハ、ヘ)に該当する場合、 <u>不許可</u> となりますので確認してください。
○収集・運搬車両の一覧表(用紙4)	登録する車両全てを記入ください。
※自動車検証(車検証)の写し	自動車車検証の写し等は、有効期間内のものに限りします。
○車両の写真(用紙6)	車両等の正面(車番の確認ができるもの)及び側面(全体が分るもの)の写真を添付してください。 特別管理については、荷台形状が分る写真の添付も必要です。

申請書類(○印)及び添付書類(※印)	注 意 事 項
＜借用車両の場合＞ ○車両使用承諾証明書(用紙5)	車検証に記載されている使用者と申請者が異なる場合に必要です。(青ナンバー車両の賃借は禁じられています。)
※運搬容器の写真	産業廃棄物の収集運搬では、使用する場合がある場合は、添付してください。(容器等のカタログでも結構です。) 特別管理産業廃棄物の収集運搬を行う場合は、必ず添付してください。
※事業所及び事業場(収集・運搬車両の駐車場) 所在地付近の見取図	事務所及び事業場付近の住宅地図等の見取図、(個人申請の場合は、住所地付近の見取図)収集・運搬車両の駐車場の平面図(およその寸法を記入する。)
※事業所及び事業場(収集・運搬車両の駐車場) の使用権原があることを証する書類	事務所(法人登記簿上の本社) 駐車場(土地又は車庫) ＜申請者が自ら所有している場合＞ 不動産登記簿謄本(3ヶ月以内)を添付してください。 (登記をしていない場合は、その旨を記載した申立書が必要。) ＜借家、借地の場合＞ 賃貸契約書の写し又は使用承諾書(様式9)
※事業を行うに足る技能的能力を証明する書類(産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬に関する講習会修了証の写し。ただし、原本照合を行いますので原本も持参してください。)	＜申請者が法人の場合＞ 代表者若しくはその業務を行う役員(監査役を除く。)又は業を行おうとする区域に在する代表者が受講してください。 ＜申請者が個人の場合＞ 本人が受講してください。 (新規許可講習会：有効期限5年、更新許可講習会：有効期間2年)
○事業開始に要する資金及び調達方法(用紙7)	事務所又は車両等を用意するため移用した資金の調達方法を記載してください。 従来の施設を使用するなど、新たな資金が不要の場合はその旨を記載してください。
※資産に関する書類	＜法人の場合＞ ・直前3年の決算報告書 各事業年度における貸借対照表、損益計算表の写し。 ・直前3年の法人税の納税証明書(様式その1) 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 注)納税証明書は税務署で発行しています(国税です。) 注)法人を設立して3年に満たない場合は、理由書を添付してください。 ＜個人の場合＞ ・資産に関する調書(様式8) ・直前3年の所得税の納税証明書(様式その1) 注)納税証明書は税務署で発行しています(国税です。)
※都道府県知事の許可等	運搬先が札幌市以外の場合は、運搬先の都道府県知事又は他市長の許可証の写し(申請中の場合は、申請書の写し)が必要です。

○産業廃棄物処理業許可申請手数料一覧表

申請内容		手 数 料 (円)	
産業廃棄物処理業	収集運搬業	新規許可	81,000
		更新許可	73,000
		変更許可	71,000
	処分業	新規許可	100,000
		更新許可	94,000
		変更許可	92,000
特別管理産業廃棄物	収集運搬業	新規許可	81,000
		更新許可	74,000
		変更許可	72,000
	処分業	新規許可	100,000
		更新許可	95,000
		変更許可	95,000

※札幌市環境局清掃時事業部事業廃棄物課(TEL.011-211-2927)で受付いたしております。(申請手数料は現金納付)



設 問

相続手続において、保険金はどのように扱われるのでしょうか。(前回の続き)

回 答

前回の会報(No.275号)に続いて、相続手続上の保険金の扱いについて解説します。

念のため、既に紹介致しました判例を振り返っておきます。

最高裁昭和40年2月2日第三小法廷判決では、民法896条の相続財産の範囲に保険金が含まれるかが論点でした。最高裁は、養老保険契約において被保険者死亡の場合の保険金受取人が単に「被保険者死亡の場合はその相続人」と指定されたときは、特段の事情のないかぎり、右契約は、被保険者死亡の時ににおける相続人たるべき者を受取人として特に指定したいいわゆる「他人のための保険契約」と解するのが相当であるとした上で、当該保険金請求権は、保険契約の効力発生と同時に、右相続人たるべき者の固有財産となり、被保険者の遺産より離脱している＝民法896条の相続財産には含まれないと解しました。

次に、最高裁平成14年11月5日第一小法廷判決では、民法1031条における遺留分減殺の対象たる遺贈又は贈与に保険金の受け取りが含まれるかが論点でした。最高裁は、受け取る保険金はそもそも相続財産とはならないことを確認した上で、相続財産たりえず、かつ被保険者が死亡して初めて発生する保険金については、そもそも遺留分として減殺請求することも認められないと判示しました。

以上二つの最高裁判例を踏まえて、次の判例を検討します。

～最高裁平成16年10月29日 第二小法廷決定～

この判例では、民法903条の特別受益における遺贈又は贈与に保険金の受け取りが含まれるかが論点となり、次のように判示しました。

まず、被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきであるという最高裁昭和40年2月2日第三小法廷判決を引用し、また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないものであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることはできないという最高裁平成14年11月5日第一小法廷判決を引用しました。その上で、「上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係

る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。」との解釈を示しました。

本件事案の死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺産分割の対象となった本件各土地の評価額、事案の経緯からうかがわれる遺産の総額、各相続人と被相続人らとの関係並びに本件に現れた相続人の生活実態等に照らすと、上記特段の事情があるとまではいえないと認定しました。このため本件死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということとはできないものとされました。

今回の判例は、民法903条の特別受益という規定の趣旨から、相続人の間において公平といえるか否かを考えるケースといえます。最高裁は、1 保険金の額、2 この額の遺産の総額に対する比率、3 同居の有無、4 被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、5 各相続人の生活実態等といった5点の事情を例示し、総合考慮して判断すべきとしました。そして総合判断した結果、同条の「類推適用」により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となる場合があると判示しています。

この総合判断による「類推適用」という手法が、今回の民法903条(特別受益)についてのみ当てはまるものなのか、民法1013条(遺留分減殺)の規定についても影響を及ぼすものなのかについては、検討を要すると言えそうです。

ショートコラム・2

日頃「官報」を見ていて思うのは、聞いたことも無いような名前の法律がたくさんあるのだな、ということです。毎日毎日、何がしかの法律が改正されたり創られたりしています。日本国内の法律だけでも、いったい幾つの法律があるのか見当もつきません。法律に関する省令や施行令や通達も含めると恐ろしい数です。膨大な数の法律が存在していることを考えると、なにやらその数と量に圧倒されて不気味ささえ感じてしまいます。そんな大量の法律の全てに精通している人間などこの世の中には存在しないと確信しています。

ひょっとして、法律などこんなにたくさん要らないのかもしれないと思えてきます。法律の歴史と人間の歴史を較べたら、もちろん人間の歴史のほうが長いです。法律の無い時代の人間だって、きちんと生活できていたはずなのです。そうでなければ人類は絶滅していたはずですから・・・。

個々の法律を見ればそれぞれに必要なものなのでしょうけれど、いったいこの世の中、いつからこんなに法律だらけになってしまったのでしょうか。本当にこんなに多量の法律が必要なのでしょう。遠い未来の歴史学者は現在の法治国家の体制をどのように評価するのでしょうか。今を生きる行政書士として、とても興味深いところです。

< S >

全国建設関係行政書士協議会・北海道建設関係行政書士協議会 共催 2006 札幌フォーラムのご案内

『品確法で入札制度はこう変わった』～あなたの会社は大丈夫か？～

開催日：平成18年4月14日(金)～15日(土)

会 場：ホテルニューオータニ札幌 札幌市中央区北2条西1丁目1番地 Tel.011-222-1111

日 程：14日(金)	12:30	受付開始
	13:30	開会
	13:40	第1部 基調講演 国土交通省総合政策局官房審議官 大森雅夫氏
	15:00	第2部 パネルディスカッション
		コーディネーター 行政書士 神山直規氏
		コメンテーター 官房審議官 大森雅夫氏
		パネラー 北大大学院助教授 高野伸崇氏
		北海道建設部課長 上原 博氏
		伊藤組土建(株)部長 柳町 強氏
		行政書士 河崎義一氏
15日(土)	16:30	質問
	17:00	閉会
		アイヌ伝統芸能
	18:00	懇親会
	9:00	研究発表 建設業経営コンサルタント研究会、許可提言プロジェクト、 逐条解説プロジェクト、システム研究会等
	12:00	終了

参加費：20,000円(第1部、第2部、懇親会及び研究発表会参加)(宿泊は各自にて手配してください。)

参加費振込先：札幌大通郵便局 口座番号 02700-0-95607

加入者 北海道建設関係行政書士協議会

申込締切日：平成18年3月31日

申し込み・問い合わせ先：

札幌フォーラム実行委員会事務局：板垣俊夫事務所

Tel.011-836-0989 Fax.011-836-0963

後 援：(財)建設業振興基金／(株)日刊建設通信新聞社／(株)北海道建設新聞社

自動車税の月額計算が変わります

平成18年度分の自動車税から、引越しや売買によって、現在所有している自動車のナンバーが他都道府県のナンバーに変わっても、その年度における自動車税の月割計算による還付や新たな課税はなくなります。

国際法務研究会06年度第2回研修会のご案内

テーマ：涉外相続手続の基礎

講師：東京都司法書士会会員 司法書士 山北英一先生

日時：4月15日(土) 午後1時30分から3時間

会場：札幌中央区民センター2階 視聴覚室 (札幌市中央区南2条西10丁目)

参加費：6,000円

申込締：4月7日までに下記の事項を記載してファクスでお申込みください。

氏名、住所、連絡先電話番号、ファクス番号

送信先：011-261-2657(滝沢事務所気付)

<司法書士山北英一先生のプロフィール>

事務所 東京都港区西新橋2-7-4 CJビル11階

合同事務所リス・インターナショナル

業務内容 不動産登記手続業務・商業登記手続業務・簡裁訴訟代理業務・裁判業務

入国管理局手続業務・金融庁許認可手続業務

公職歴 NPO 法人涉外司法書士協会会長

国際行政書士協会副会長

東京執行(競売)実務研究会会長

東京司法書士政治連盟副会長

日本司法書士政治連盟副会長

著書 「涉外民事の手続と書式」・編集代表・新日本法規出版

「事例式・涉外民事の実務」・編集代表・新日本法規出版

「実践的涉外商業登記の手続読本」・月報司法書士連載

「担保・執行法改正と実務の対応」東京司法書士会、判例・先例研究

ちょっと
一服



Coffee Break

今年の4月1日から『公益通報者保護法』が施行されます。ここ数年、企業の不祥事が数多く報道されてきました。食品の偽装表示やリコール隠し、耐震偽装、ホテル不正改造問題などなど、思い起こせるものだけでもかなりの数にのぼります。発覚した事件の多くは内部告発によるとも言われています。一方でそのような内部告発をした労働者が就業規則違反(企業秘密の漏洩禁止など)により解雇されるなどの不利益が生じているのも現実です。

通報の対象となる法律は、刑法、個人情報保護法、保険業法、そして行政書士法など413に及びます。ではこの法律の施行により事業者には何が求められるのでしょうか。

通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に広く周知する。

ある行為が法令違反行為に該当するか否かなどの質問を受け付ける相談窓口を設置する。

通報・相談を受けた場合の対応方法を定めておく。

イギリス・アメリカ等では同様の法がすでに施行されており、ここ日本でも数年遅れではありますがやっと施行に至りました。ちなみにこの法律により受けられる保護はあくまでも事業上のものであり、たとえば同僚の私生活上の法令違反を通報することなどは対象とはなりませんので注意しましょう。

(K藤)

代理申請機能追加のお知らせ

■電子申請模擬サイトに代理申請機能を追加

本年1月19日に、小泉総理を本部長としたIT戦略本部(略称)が『IT新改革戦略』を発表しました。これは医療基盤の整備や資源やエネルギーなどの環境対策、防災・治安・食の安全対策その他さまざまな諸問題をITの活用によって解決し2010年までに『自立的IT社会の実現』を目標としています。詳細については首相官邸ホームページ(※1)に譲るとして、ここで注目すべきことは目標の一つに『国・地方公共団体に対する申請・届出等手続きにおけるオンライン申請の利用率を2010年度までに50%以上とする』と、記載されてることです。

これは、電子申請が当たり前のようになされる時代が5年以内に訪れることを意味しています。昨年度から、札幌をはじめ道内各地の公証人が相次いで指定公証人となり電子定款認証に対応していただける環境が急速に整った事例でもご理解いただけたと思います。

『やがて来るであろう電子申請の時代』は、もう既に始まっているのです。

前置きが長くなりましたが、昨年12月に、北海道行政書士会ホームページ内の電子申請模擬サイトに代理申請機能を追加いたしました。

総務省の電子申請に準じて作られており、日本商工会議所の『タイプ1-G』を取得していない方でも『模擬認証』・『模擬委任状登録証』にて電子申請・代理申請を何度でも体験することができるようになっております。会員の皆様にこのサイトをどんどん利用していただき、まずは電子申請に慣れていただくことが目的ですので、是非ともご活用をお願いいたします。北海道行政書士会トップページ下の『電子申請模擬サイト機能追加』の文字をクリックすると模擬サイトURL(模擬サイトのホームページアドレス)が表示され、更にそこをクリックすると模擬サイトのページが開きます。

お問合せ・ご意見・ご感想等ありましたら、模擬サイトトップページ最下段からのメールにて、お願い致します。

※1 首相官邸>高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)

ホームページアドレス：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>

企画開発部からの活動報告

■『北海道電子自治体共同システム』が4月からスタートします

去る2月23日に、企画開発部と高度情報化対応委員会の中から6名で、株式会社HARPを訪問し本年4月から運用が開始される『北海道電子自治体共同システム』(※注参照)の運用実験の一部にモニター参加してきました。

今回スタートする電子申請の対象となる申請書は33様式で、それらのいずれもが我々の業務にほとんど影響の無い単純なもののばかりではありますが、兎にも角にも電子申請が市町村レベルにおいても開始される事実は非常に重要です、時間の経過とともに様式数はさらに増加を続けていくでしょう。

ただ、これから煮詰めていかなければならない課題も、対応電子認証サービスの拡大・代理申請方式・添付書類の方法・決済サービスその他等たくさんあります。

我々企画開発部としても北海道庁およびHARP社に対し、情報収集および提案・要望等を発信し、より利用しやすい電子申請システムとなるよう今後も協力を続けていきます。

※注 HARP(ハーブ)構想に基づいて構築された自治体における電子申請システムで北海道独自のものであり、その中心的役割を果たすのが株式会社HARPです。



運用実験の様子

■株式会社HARP URL：<http://www.e-harp.jp>

■HARP構想 URL：<http://www.soumu.go.jp/kokusai/pdf/040506f.pdf>

会議開催状況 <12~2月>

< 常任理事会・正副会長会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第6回常任理事会	平成18年1月13日	本会会議室	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 新年賀詞交歓会 (2) ADR事業の推進 (3) ホームページのリニューアル (4) ストリーミングの導入 (5) その他
第7回常任理事会	平成18年2月14日	本会会議室	①報告事項 (1) 日行連関係の報告 (2) 各部からの報告 (3) その他 ②協議事項 (1) 平成17年度事業報告 (2) 平成17年度決算見込み (3) 平成18年度事業計画 (4) 平成18年度収支予算 (5) その他
第6回正副会長会	平成18年1月13日	本会会議室	①報告事項等 ②ADR事業への対応 ③行政書士変更登録 ④新年賀詞交歓会 ⑤その他
第7回正副会長会	平成18年2月14日	本会会議室	①平成17年度決算見込み ②平成18年度事業計画 ③平成18年度収支予算 ④その他

< 部 会 >

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第6回総務部会	平成17年12月8日	本会会議室	①新年賀詞交歓会 ②変更登録申請 ③会則改正 ④会館取得 ⑤事務局文書のデジタル化 ⑥その他
第4回広報部会	平成18年1月11日	本会会議室	①平成17年度事業執行 ②平成18年度重点事業 ③ホームページリニューアル ④その他
第6回業務部会	平成18年2月14日	KKR札幌	①平成18年度事業計画 ②研修計画 ③その他
一斉部会 (5部会)	平成18年1月28日	きょうさいサロン	①平成17年度事業執行 ②平成18年度事業計画 ③その他

〈 委員会 〉

会 議 名	開 催 年 月 日	会 場	主 な 議 題
第2回高度情報化対応委員会	平成17年12月1日	本会会議室	①高度情報化対応 ②情報ボックスサーバー対策 ③パソコンネットワークの活用 ④その他
第8回研修委員会	平成17年12月1日	ホテルエルム	①総合法学講座の具体的化 ②後期新入会員研修会 ③その他
第3回組織検討特別委員会	平成17年12月2日	ホテルエルム	①各部の業務分掌の内容 ②委員会の適正配置基準と委員の選出方法等 ③その他
第2回監察委員会	平成17年12月5日	本会会議室	①監察対象案件 ②行政書士制度強調月間実施結果 ③平成17年度監察事案処理状況 ④その他
第15回会報編集委員会	平成17年12月6日	本会会議室	
第9回登録調査委員会	平成17年12月7日	本会会議室	登録調査（新規5件、変更6件）
第16回会報編集委員会	平成17年12月13日	本会会議室	
第8回ホームページ委員会	平成17年12月15日	本会会議室	
第9回ホームページ委員会	平成17年12月21日	本会会議室	
第10回登録調査委員会	平成18年1月5日	本会会議室	登録調査（新規2件、変更2件）
第9回研修委員会	平成18年1月11日	ホテルエルム	①業務研修実施 ②総合法学講座の分析と今後における実施 ③次年度新入会員研修のあり方 ④その他
第3回綱紀委員会	平成18年1月20日	本会会議室	①会員に対する懲戒申立て事案の検討 ②その他
第10回ホームページ委員会	平成18年2月6日	本会会議室	
第4回組織検討特別委員会	平成18年2月7日	ホテルエルム	①部の適正配置と再編 ②部直属委員会の適正配置基準 ③理事の定数と適正配置基準 ④理事の選出方法・支部選出理事数の基準 ⑤その他
第17回会報編集委員会	平成18年2月7日	本会会議室	
第11回登録調査委員会	平成18年2月8日	本会会議室	登録調査（新規3件、変更6件）
第4回綱紀委員会	平成18年2月10日	本会会議室	①会員に対する懲戒申立事案の検討 ②その他
第10回研修委員会	平成18年2月17日	ホテルエルム	①研修制度のとりまとめ ②平成18年度研修計画 ③その他
第11回ホームページ委員会	平成18年2月22日	本会会議室	
第3回高度情報化対応委員会	平成18年2月23日	K K R 札幌	①高度情報化対策 ②情報ボックスサーバー対策 ③パソコンネットワークの活用 ④その他



あきもと 秋 元 学 昭和48年5月3日生
札幌支部 平成17年12月1日入会
事務所 札幌市白石区菊水元町8条2丁目
12番18号 熊谷ハイム205号
TEL 011-873-0504

〈コメント〉

11年余り税理士事務所に勤務していました。現在、社会保険労務士受験中、その後は税理士を目指し多角的にやっていきたいと思っています。



いちやなぎ 柳 均 昭和27年10月11日生
函館支部 平成17年12月1日入会
事務所 亀田郡大野町本町247番地の5
TEL 0138-77-1445
FAX 0138-77-1425

〈コメント〉

頑張りますのでよろしくお願いいたします。



さかもと かずしげ 坂 本 和 繁 昭和35年12月28日生
空知支部 平成17年12月1日入会
事務所 滝川市緑町1丁目2番14号
グリーンハイツ
TEL 0125-26-5006
FAX 0125-26-5011

〈コメント〉

税理士を開業して、今年で7年目になりますが、行政書士の皆さんには日頃からお世話になっております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。



まつおか さちこ 松 岡 幸 子 昭和23年8月24日生
函館支部 平成17年12月1日入会
事務所 爾志郡乙部町字元町151番地の1
TEL 0139-62-2731
FAX 0139-62-4310

〈コメント〉

先輩各先生のご指導等頂き、これまでの経験を生かし、ご依頼者のご要望に応じられるよう努力致します。(その他の資格-社会福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師、助産師等)



ふくだ まさき 福 田 昌 樹 昭和53年10月29日生
札幌支部 平成17年12月1日入会
事務所 札幌市東区本町1条2丁目1番23号
TEL 011-782-2301
FAX 011-783-5611

〈コメント〉

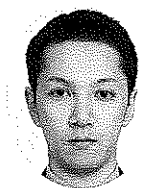
この度、行政書士登録をさせて頂いた福田昌樹と申します。気持ちや姿勢等を大事にやっていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。



えんどう のぶあき 遠 藤 信 昭 昭和45年5月16日生
札幌支部 平成17年12月1日入会
事務所 札幌市中央区北6条西25丁目1番22号
TEL 011-615-3687
FAX 011-615-3655

〈コメント〉

新入行政書士の遠藤です。お客様に心から信頼される行政書士を目指してがんばります。宜しくお願いします。



いけだ としき 池 田 敏 亮 昭和50年11月30日生
札幌支部 平成18年1月1日入会
事務所 札幌市南区篠舞4条3丁目7番6号
TEL 011-595-5307
FAX 011-595-5307

〈コメント〉

池田敏亮と申します。様々な分野に挑戦していこうと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



かみやま まゆみ 神 山 麻由美 昭和41年12月19日生
札幌支部 平成18年1月1日入会
事務所 江別市大森北町519番地の3
リーセント大森三番通南西館523号
TEL 090-6210-4946

〈コメント〉



たなか よしお 田 中 義 雄 昭和12年9月13日生
札幌支部 平成18年1月1日入会
事務所 札幌市西区西野7条10丁目5番16号
TEL 011-661-4670

〈コメント〉

私の定年後の生活は朝起きて、ご飯を食べ、晩になったら寝るという単純な生活を送ってきました。この度の入会を機会に今日一日を生きているという感じのような生活したいと思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。



みずたに まさる 水 谷 勝 昭和25年1月30日生
旭川支部 平成18年1月1日入会
事務所 旭川市忠和5条6丁目6番12号
リーセント大森三番通南西館523号
TEL 0166-63-6636
FAX 0166-63-1398

〈コメント〉

以前より取得していた行政書士資格を役立てたいと決意し、開業致しました。55才での新たな挑戦です。学習した知識を思い起こしつつ、又、新たな情報の吸収を怠らず社会に信頼される業務の遂行に務めたいと思います。今後ともどうぞご指導ご鞭撻の程お願い致します。

NewFace 新入会員



しらい えいじ
白井 詠二 昭和29年4月27日生
札幌支部 平成18年1月1日入会
事務所 札幌市豊平区月寒中央通7丁目4番4号
TEL 090-1646-1920

〈コメント〉

本年1月に入会致しました白井と申します。新会社法をわがものとして、企業法務中心に業務に精励したいと思ひます。



いとう まさあき
伊藤 雅昭 昭和14年1月15日生
空知支部 平成18年2月1日入会
事務所 滝川市朝日町東3丁目9番3号
TEL 0125-23-1857

〈コメント〉

長い地方公務員(市役所)業務と民間会社の仕事の経験を生かして専門分野である会計業務(経理・決算)・建設業関係(許可更新)を中心に業務を受けさせていただきます。管内営業者・地域住民の方々に良き相談者となるよう頑張りますので、諸先生方のご指導方よろしくお願い申し上げます。



やまばやし よしろう
山林 義朗 昭和28年4月1日生
札幌支部 平成18年2月1日入会
事務所 札幌市中央区南2条西10丁目5番地1
ジムテル210ビル6F
TEL 011-218-7127
FAX 011-272-8006

〈コメント〉

H18.2.1に入会しました山林です。H16.8.25に税理士事務所を開業しております。学校を出てから会計事務所を主に、営業、土方、運送、ボイラー、ビルメンテ等、いろいろな仕事を経験してまいりました。この会に入った目的は許認可申請業務はもちろんの事、皆様とのネットワーク作りです。まだまだ未熟者ですので多くの方の御指導を宜しくお願い致します。



報告

report

平成17年度 行政書士試験結果・北海道分

(単位：人、%)

	17年度		参 考			
	北海道	全 国	16年度	15年度	14年度	13年度
受験申込者数(A)	3,142	89,276	3,229	3,350	2,579	2,311
受 験 者 数(B)	2,663	74,762	2,745	2,861	2,231	1,988
受 験 率(B)/(A)	84.75%	83.74%	85.01%	85.4%	86.5%	86.0%
合 格 者 数(C)	49	1,961	109	71	372	201
受 験 率(C)/(B)	1.84%	2.62%	3.97%	2.5%	16.7%	10.1%

- (1) 試験実施日 …… 平成17年10月23日(日)
- (2) 試験会場 …… 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
- (3) 試験科目 …… 一般教養、法令等
- (4) 合格発表 …… 平成18年1月19日(木)

ちょっと
一服



或 経 営 者 曰 <ある けいえいしゃ いわく> No.4

以下にご紹介する言葉は、私が様々な経営者の方から見聞きした発言の中で特に印象に残ったものであります。一字一句を引用したものではなく、私なりの解釈で表現した部分が多分に含まれる点をご容赦下さい。

・「天才というものは、天から与えられた才能＝天分のことであります。読み書き計算ができることから、笑顔で人を和ませることなど、どれも立派な天才と言えるのです。いわゆる天才という一部の人間が存在するのではなく、各自が持っている天才を活かしきるという考え方が大切ではないでしょうか。」

(M井)

ご逝去

ここに謹んで、
ご冥福をお祈りします。

札幌支部 四一一一番

山崎 均

去る平成十八年二月七日にて永眠

(享年四十六歳)

旭川支部 八一番

橋本 雄一

去る平成十八年一月二十六日にて永眠

(享年七十九歳)

旭川支部 三四一三番

西 一

去る平成十八年二月十二日にて永眠

(享年五十九歳)

苫小牧支部 二九四五番

青柳 春雄

去る平成十七年十二月二十四日にて永眠

(享年八十九歳)

編集後記

低迷するアサヒビールを再建した立役者である樋口廣太郎名誉会長が『チャンスは貯金できない』と語ったのは有名な話です。その言葉の通りチャンスは一瞬です。ですから、チャンスが訪れた時にささずそれをモノにするというのはたやすくはないはずです。スポーツにおいても仕事においても、はたまた私生活においてもです。最悪の場合、それがチャンスかどうかすら気付かない場合もあります。

さて、ここ一年ほどの間、いわゆる「手帳本」が売れているそうです。「夢をかなえる手帳」とか「夢実現の手帳術」とか「人生は手帳でかわる」といったタイトルの本のことです。すべての人が1日に24時間、あるいは1,440分を有しているのですが、その中身は人それぞれです。「時間」という限りある資源を有効に使うためにしっかり時間管理をしなくては!と考えているのはみんな同じみたいです。みんな

が自分なりに、訪れたチャンスをモノにして変わりたいと思っているのですね。

実はここだけの話ですが、ちょっと失敗をやらかしてしまいました。その予定を別の書類には書き込んでいたのに、手帳に書き込んでいなかったことが原因でした。そのために関係する皆さんにご迷惑をおかけしてしまいました。そのとき私は思いました。「チャンスは貯金できないのに、なぜピンチは貯金できるのだ?」と。一度ピンチに陥ると、まるで映画『ダイ・アフター・トゥモロー』で押し寄せる大水のように次から次へとピンチが...。そしてそれに呑み込まれてしまう...

恐らくそんなことをしてしまうのは私くらいでしょうが、同じ失敗を繰り返さないためにもこの場を借りて公言します。手帳本を買ってきます!

2006. 3. 第276号

平成18年3月25日発行

発行人: 深 貝 亨

編集人: 坂 地 俊 信

発行所: 北海道行政書士会

印刷所: (株) スリーエス印刷

郵便番号 060-0001

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモビル2階

TEL 代表 (011) 221-1221・FAX (011) 281-4138

取引銀行 北海道銀行本店 (当 19116)

北洋銀行本店 (普 0742651)

北洋銀行札幌南支店 (普 0570344)

札幌銀行本店 (普 389444)

振替口座 02730-0-8224 番

会員数の概要

総 会 員 数				前年同月比	前 月 比
1,455 (個人 1,452・法人 3)				+ 18	- 6
男性	1,334	女性	118		

平成18年2月末現在

次号の記事の締切は4月末です。

日政連北海道支部の特異性について

日本行政書士政治連盟北海道支部 支部長
葛 西 彰

1. 日政連会費を滞納する道支部の現状と役員寄付金について

道支部は、日政連の一支部として存在しています。単独の組織ではありません。全国を一つの組織とし、日政連の方針・指導に基づき活動しております。また、当然のことながら、一支部として、日政連に対し単位会会員数に応じて会費を納める責務を負っています。それを支えているのは組織率です。当支部の組織率は、過半数にも達せず、全国最低の水準となっております。、昨年からは、会費を滞納する三支部の一つという汚名に甘んじています。

会員の組織率が低いことには、いくつかの原因があるものと思います。どうして北海道がこんなに低いのかと考えますとき、その一番の理由は会員の政治連盟に対する意識の違いだろうと思います。各分会長の積極的な活動によって、政治連盟への加入を促進して頂いておりますが、中核となる最大の会員数の存する札幌支部（分会）の組織率が、“全国最低の組織率”となっていることが大きく足を引いています。

この補填のため、会長を初め、各役員、委員、分会長の寄付金に頼っているのが現状です。会員のために献身的に会務に取り組んでいただいていることに加えて、さらに政連への寄付金まで供出していただいております。その総額は毎年、150万円にもなります。こういうことは、もう無くしたい。負担は会員平等でありたい。一部の負担と篤志に寄りかかるのは、終わりにしたい。

結果として、これまで会員の加入率の低さを寄付金によって補うことになっておりますが、どれだけの会員がその事にお気づきでしょうか。私は、こうして延々と、役員への負担をかけ続ける体質で良いのかと、疑念を感じております。全国の政連支部は、その単位会会員の100%、少なくとも80%が加入しています。会費を未納するといった情けない支部は、異例のことです。さらには、役員の寄付金に頼っている単位会など聞いたことがありません。

2. 役員寄付金に依存しない政連支部をめざして

役員とはいえ、ひとりの会員としてみなさまと平等であるはずですが。北海道会会員お一人が、自分だけは参加したくないという意識になられるとき、そこから別の誰かが、その方の分の負担をするということが始まります。しかし限りがあります。この連鎖と無関心が、たいへん大きな数字の陥没現象となって表れます。

私は、本年度各分会80%の加入率（札幌はとりあえず50%）を責任ある目標として掲げ取り組みを始めました。会員の皆様には例年ない分会の加入促進活動に触れておられ

ることと思います。行政書士法の改正と、自らの業界の発展を望まない会員はいないと思います。政治連盟に参加することは、そのことに主体性を持つ立場にご自分を置くことでもあります。政治連盟への加入について、どうぞもう一度お考え頂けますようお願い申し上げます。

ただ、政治活動は、信条に関わる事でありますから、業界の一員としてのそれと一線を画すという方も有りうると思います。がしかし、全国支部の例を見ますと、極めて限られた方であろうと思います。そのことを信じて、引き続き組織率のアップ、正常化にまい進してまいりたいと思います。どうか会員の皆様には、ご理解とご参加をお願い申し上げます。

最近の動き

月・日	行 事 等	場 所	担 当 者 等
12月3日	自民党北海道「政経セミナー・昼食会」	札 幌	葛西・飛澤
13日	新規登録者へ入会依頼	札 幌	飛澤
16日	横路孝弘衆議院副議長就任への挨拶	札 幌	葛西
1月4日	新年挨拶	札 幌	深貝・葛西
6日	峰崎直樹「新年交歓会」	札 幌	葛西
12日	「かまだ公浩を囲む新春の集い」	札 幌	葛西
13～14日	日政連関連行事	東 京	葛西
13日	日政連道支部臨時幹事会	札 幌	各役員（常任理事）
14日	横路孝弘衆議院副議長就任祝賀パーティー	札 幌	深貝・飛澤
17日	新規登録者へ入会依頼	札 幌	飛澤
17日	札幌分会に対し会費納入依頼（支部理事会）	札 幌	葛西
19～20日	日政連支部長・幹事会	東 京	葛西
24日	新年賀詞交歓会打ち合わせ	札 幌	葛西・飛澤
27日	新春賀詞交歓会	札 幌	各役員
28日	日政連道支部幹事会（第4回）	札 幌	各役員
2月3日	荒井さとし「新春の集い」	札 幌	葛西
6日	吉川貴盛「新春の集い」	札 幌	葛西
16日	新規登録者へ入会依頼	札 幌	飛澤
20日	佐々木秀典さんの「旭日重光章」受賞を祝う会	旭 川	葛西
3月3日	日政連道支部幹事会（第五回）	札 幌	各役員
4日	峰崎直樹参議院議員を囲む昼食懇談会	札 幌	葛西
5日	タウンミーティング「道州制検討委員会」	札 幌	葛西
8日	横路孝弘政経セミナー実行委員会	札 幌	飛澤
18日	自民党道連定期大会	札 幌	葛西

映画のある街“ゆうばり”に 遊びにいらっしゃいませんか?

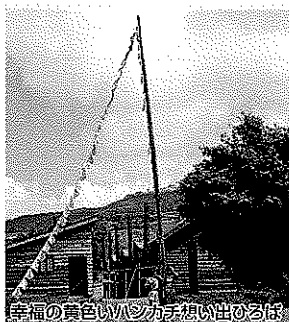
札幌 ● 夕張
● 千歳



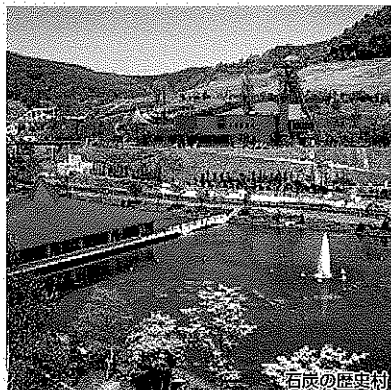
YUBARI INTERNATIONAL FANTASTIC FILM FESTIVAL 2006
ゆうばり国際ファンタスティック映画祭



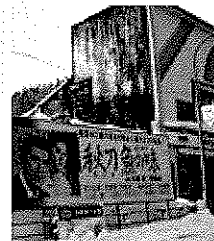
映画館の隣にロケット



幸福の黄色いハンカチ思い出の地



石炭の歴史村



ゆうばり映画祭パートナーズ会員募集

(1口) 10,000円

来年第18回を迎える“ゆうばり映画祭”を皆様のお力で支えてください。

特典

- ゆうばり国際ファンタスティック映画祭2007映画鑑賞券 … 4枚/1口
- 公式プログラム … 1冊/1口

公式プログラムへお名前を掲載いたします。

※公式プログラムの完成は映画祭直前となるため、会場での引き換えもしくは開催後のお届けとなります。

※映画鑑賞券とスケジュールチラシは事前にお届けいたします。

お申し込み

会費はお近くの郵便局にてお払込ください。

●応募締切:2006年11月30日

※口座番号/小樽 027901-1-7603 加入者名/ゆうばり国際ファンタスティック映画祭実行委員会

※払込手数料(払込金額10,000円まで70円、10,000円を超え100,000円まで120円)はご負担ください。

※通信欄には「パートナーズ会員」とご記入ください。 ※払込用紙のご用意もあります。

お問い合わせ

ゆうばり国際ファンタスティック映画祭事務局

〒068-0403 夕張市本町4丁目51番地 ☎(0123)53-2002